

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成27年10月

岡山県人事委員会



# 目 次

別紙第1	報告	
第1	職員給与	1
第2	民間給与	1
1	職種別民間給与実態調査	1
2	調査の実施結果	2
(1)	初任給	2
(2)	給与改定	2
第3	職員給与と民間給与との比較	3
1	月例給	3
2	特別給	3
第4	職員給与と国家公務員給与等との比較	3
1	平均給与月額	3
2	ラスパイレス指数	4
第5	最近の賃金・雇用情勢等	4
1	民間賃金の動向	4
2	物価及び生計費	4
3	雇用情勢	5
第6	人事院の給与等に関する報告、勧告	5
第7	むすび	10
1	職員給与	10
(1)	給料表	10
(2)	初任給調整手当	10
(3)	地域手当	11
(4)	単身赴任手当	11
(5)	期末手当及び勤勉手当	11
(6)	等級別基準職務表	12
2	公務員人事管理	12
(1)	人材の確保・育成	12
(2)	人事評価制度	13
(3)	女性職員の採用・登用	14
(4)	仕事と生活の両立支援	14
(5)	総実勤務時間の縮減	15
(6)	心の健康づくり対策の推進	16
(7)	高齢期の雇用問題	16
(8)	公務員倫理の徹底	17
3	給与勧告実施の要請	17
別紙第2	勧告	21



## 別紙第 1

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与の実態を把握するとともに、職員給与等を決定するために必要な諸条件について調査した。

その結果は、次のとおりである。

## 第 1 職員給与

本年 4 月 1 日を基準として実施した「平成27年職員給与実態調査」によると、職員の総数は22,734人であって、その平均年齢は42.9歳、平均経験年数は20.4年、また、男女別構成は男性60.3%、女性39.7%、学歴別構成は大学卒85.9%、短大卒3.9%、高校卒10.2%、中学卒0.0%となっている。

これらの職員には、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の 5 種 9 表の給料表が適用されており、実際に支払われた職員全体の平均給与月額は、給料353,731円、扶養手当9,477円、地域手当4,802円、計368,010円となっている。

(資料第 1 表、第 2 表)

## 第 2 民間給与

### 1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した269の事業所を対象に、「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者8,447人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況や諸手当の支給状況等について、本年も引き続き調査を行った。

なお、本年の職種別民間給与実態調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、91.4%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

## 2 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

### (1) 初任給

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で40.6%（昨年40.7%）、高校卒で28.1%（同22.0%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で37.5%（同18.7%）、高校卒で52.0%（同24.0%）と大幅に増加しており、大学卒で61.7%（同79.5%）、高校卒で46.1%（同74.2%）の事業所においては、初任給を据え置いている。

また、新卒事務員及び新卒技術者の初任給の平均額は、大学卒で192,300円（昨年188,768円）、高校卒で158,557円（同157,145円）と増加している。

（資料第14表、第16表）

### (2) 給与改定

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は36.0%（昨年33.8%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.0%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は90.1%（昨年93.8%）となっているが、昇給額が昨年比べて増額となっている事業所の割合は29.9%（同28.7%）、減額となっている事業所の割合は7.1%（同1.9%）となっている。

（資料第17表、第19表）

### 第3 職員給与と民間給与との比較

#### 1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢等の給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む実際に支払われた給与額を対比させ、精密に比較した。

その結果、次表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均788円(0.21%)下回っていることが明らかになった。

(別表第1、第2)

民間給与(A)	職員給与(B) (平均43.6歳)	較 差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
373,189円	372,401円	788円 (0.21%)

注：民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

#### 2 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額<sup>4</sup>の19月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当(特別給)の年間の平均支給割合(4.10月)を上回っている。

(資料第24表)

### 第4 職員給与と国家公務員給与等との比較

#### 1 平均給与月額

職員のうち代表的職種である行政職給料表の適用を受ける職員と、これに相当する国家公務員との本年4月における平均給与月額<sup>\*1</sup>を比較すると、職員では、平均年齢43.6歳で372,401円、国家公務員では、平均年齢43.5歳で408,996円となっている。

※1 国家公務員の平均給与月額は、人事院の「平成27年国家公務員給与等実態調査(平

成27年4月1日現在)」に基づくものである。

## 2 ラスパイレス指数

平成26年4月1日現在の地方公務員の給与額等を調査した総務省の「地方公務員給与実態調査」によると、国家公務員を100とした場合の職員のラスパイレス指数<sup>\*2</sup>は99.7（前年107.8）となっており、都道府県平均99.9（同107.4）を0.2ポイント下回っている。

なお、職員のラスパイレス指数は前年に比べ8.1ポイント下降しているが、これは、給与改定・臨時特例法による国家公務員給与の減額措置が平成24年4月から講じられた影響であり、総務省が同時に示した参考値<sup>\*3</sup>では、職員のラスパイレス指数は99.6となっている。

※2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料表適用職員の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給額（本給）とを、学歴別、経過年数別にラスパイレス方式により対比させて比較したものであり、現に支給されている給料額（俸給額）に基づいて算出される。平成25年度においては、国家公務員の俸給は減額措置が講じられており、職員の給与は減額措置が平成25年7月から平成26年3月末まで講じられている。

※3 給与改定・臨時特例法による国家公務員給与の減額措置がないとした場合の平成25年4月1日現在のラスパイレス指数を算出したものである。

## 第5 最近の賃金・雇用情勢等

### 1 民間賃金の動向

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月の所定内給与と所定外給与を合わせた「きまって支給する給与」は、昨年4月に比べ、0.7%の増加となっている。

（資料第27表）

### 2 物価及び生計費

「小売物価統計調査」（総務省）に基づく本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で0.6%、岡山市で0.6%上昇している。

また、本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した、本年4月における岡山市の標準生計費は、2人世帯で151,000円、3人世帯で177,740円、4人世帯で204,450円となっている。

（資料第26表、第27表）



### 3 雇用情勢

「労働力調査」(総務省)によると、本年4月の完全失業率(全国)は、昨年4月の水準から0.3ポイント低下し3.3%(季節調整値)となっている。

また、「一般職業紹介状況」(厚生労働省)によると、本年4月の有効求人倍率は、全国では昨年4月に比べ、0.09ポイント上昇し1.17倍(季節調整値)、本県では0.03ポイント上昇し1.48倍(同)となっている。

(資料第27表)

## 第6 人事院の給与等に関する報告、勧告

人事院は、本年8月6日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等について報告し、給与制度の改正及び勤務時間の改正について勧告した。併せて、公務員人事管理について報告した。

その概要は、次のとおりである。

## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

#### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### 給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

### II 民間給与との較差に基づく給与改定

#### 1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査(完了率87.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36%〔行政職(一)…現行給与 408,996円 平均年齢43.5歳〕  
〔俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分(注) 33円〕

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月(公務の支給月数 4.10月)

#### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

##### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

##### ② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

##### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### (3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

#### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分  
(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
27年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.75月(支給済み)	0.85月(現行0.75月)
28年度	期末手当	1.225月	1.375月
以降	勤勉手当	0.80月	0.80月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

### 3 その他の課題

#### (1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

#### (2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

## Ⅲ 給与制度の総合的見直し

### 1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

### 2 平成28年度において実施する事項

#### (1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

#### (2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

\* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

## 勤務時間に関する勧告の骨子

### ○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充  
(平成28年4月実施)

- ・ フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る
- ・ 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯(コアタイム)等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・ 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

### 1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月)の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

### 2 フレックスタイム制の拡充の概要等

#### (1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる  
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる  
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

#### (2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

### 3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

### 4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

#### (2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

#### (3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

#### (4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

### 2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

#### (1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充(勤務時間法の改正を勧告)

#### (2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、服務管理等の在り方等について検討

#### (3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

#### (4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

#### (5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

#### (6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

## 第7 むすび

### 1 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

#### (1) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っていることが判明した。

本委員会としては、この較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行うこととした。

本年の改定に当たっては、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、民間給与との間に相当の差が生じている初任給を引き上げるとともに、若年層へ重点的に配分する改定を行う。その他については、給与制度の総合的見直しにより世代間の給与配分の見直しを行ったことを踏まえて改定を行うこととする。再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行うこととする。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を行うこととする。

また、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

#### (2) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の処遇を確保する観点から、国家公務員の初任給調整手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

### (3) 地域手当

地域手当の支給割合については、国家公務員の地域手当の改定に関する人事院勧告に準じて平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の支給割合は、別表第3のとおりとし、平成28年4月1日からの支給割合は、岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）に定める支給割合とする。

### (4) 単身赴任手当

単身赴任手当については、単身赴任に伴い生じている職員の経済的負担の実情等を考慮し、国家公務員の単身赴任手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

単身赴任手当の基礎額については、平成28年4月1日から、4,000円引き上げ、30,000円とする。

また、単身赴任手当の加算額の限度についても、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から、12,000円引き上げ、70,000円とする。

### (5) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.20月分とすることとする。支給月数の引上げ分については、本年度は、12月期の勤勉手当に充て、平成28年度以降は、勤勉手当に充てた上で、6月期と12月期が同一となるよう配分することとする。

なお、再任用職員の勤勉手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、2.20月分とすることとし、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、3.15月分とすることとする。それぞれの引上げ分については、職員の勤勉手当に準じて配分することとする。

## (6) 等級別基準職務表

地方公務員法が改正され（平成28年4月1日施行）、職務給の原則の一層の徹底を図る観点等から等級別基準職務表を条例に制定することとされている。

等級別基準職務表は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第3号）別表第1の級別標準職務表を基本とするが、他の給料表との均衡を著しく失っている医療職給料表（三）については、法改正の趣旨を踏まえ、職務の級6級のうち総括副参事又は副参事及び総括主幹又は主幹並びに5級の保健所の困難な業務を処理する総括主任及び困難な業務を処理する主任の格付けを見直す必要がある。

なお、これに伴う医療職給料表（三）の6級及び5級在職者の号給の切替えを行い、新たな職務の級に定められる職員の受ける給料月額が当該切替えの日の前日に受けていた給料月額に達しない場合には、職員の生活への影響に配慮した措置を講ずる必要がある。また、必要に応じて当該切替えにより職員間の給料の均衡を失しないよう調整を行う必要がある。

## 2 公務員人事管理

### (1) 人材の確保・育成

本県では、人口減少問題を克服し、持続的に発展することを目指して「おかやま創生」に取り組むこととしており、職員には、「顧客重視」「コスト意識」「スピード感」の3つの視点を念頭に、不断の改革に取り組みながら、大きく変化する社会情勢や複雑・多様化する行政ニーズに的確に 대응していくことが求められている。このため、優秀な人材の確保・育成は、一層重要な課題となっている。

受験年齢層人口の減少や民間企業の採用意欲の高まりが見られる中、県職員採用試験の受験者数は近年減少傾向にあり、より多くの有能な意欲ある受験者を確保するためには、学生等に公務のやりがいや魅力等を



広く発信していく必要がある。本委員会は、これまで任命権者と連携し、採用説明会や学校訪問等の募集活動、ソーシャルメディアを活用した情報発信等を行ってきたところであり、平成27年3月には、県外からのIJUターン促進の観点から、新たに東京で首都圏の大学生等に向けた説明会を始めた。引き続き人材確保に向けて、募集・広報活動を工夫し、その充実・強化に取り組む。併せて、県行政の担い手として相応しい意欲と能力のある人材が採用できるよう、採用試験の実施方法について研究・分析を行い、絶えずその改善に向けて検討し、必要に応じて見直していくこととする。

人材育成については、各任命権者において、研修所や職場内での研修等に取り組んできているが、職員一人ひとりが、高いモチベーションと自主性を維持し、持てる能力を最大限発揮できるよう、今後とも、職員の職責やキャリア形成に応じ、計画的に職員の意識改革と能力開発に取り組んでいく必要がある。

## (2) 人事評価制度

能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、人事評価を任用その他人事管理の基礎として活用することが明記された改正地方公務員法が、平成28年4月から施行される。

本県では、既に人事評価制度の取組を行っているところであるが、職員の能力・実績を的確に判断し、処遇に反映していくことは、職員の士気及び組織活力の維持・向上の観点からも重要である。今後とも、各職場において、目標設定、面談及び日常の勤務における指導・助言等を適切に行うことにより、人材育成につなげるとともに、評価の信頼性と客観性を高め、制度が円滑に機能するよう努めていく必要がある。

本格的運用が未実施の県立及び市町村立学校の教職員及び県警察職員についても、各任命権者において、人事評価制度の構築に努め、法改正に合わせて導入の準備が進められているが、職種、職場によって公務の内容や勤務環境が異なることから、評価手法等についてもそれぞれの職に応じた配慮が必要となる。このため、運用開始後も常に実施状況を検

証し、評価者と評価対象者双方にとって納得性のある制度として維持していく必要がある。

本委員会としても、これまでの取組を検証しつつ、地方公務員法の趣旨を踏まえ、人事評価の活用について更に研究を進めることとする。

### (3) 女性職員の採用・登用

これまでも、男女共同参画社会推進の観点から、女性職員の採用・登用の拡大に努めているところであるが、県政推進に女性の視点を取り入れることは、多様な県民ニーズに応え、政策と行政サービスの向上の面からも重要である。また、今般、女性の力が最大限発揮され女性の輝く社会の実現が重要であるとして、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立したところであり、より一層の取組が求められている。

このため、これまで以上に女性職員の職域の拡大やワーク・ライフ・バランスへの配慮により末長く勤務できる環境を整備するとともに、職員の意識改革も図りながら管理監督的業務の経験を積ませること等により、意欲と能力のある女性職員の管理職への登用を進め、女性職員が男性職員と共にその能力を十分発揮できるよう積極的に取り組んでいく必要がある。

### (4) 仕事と生活の両立支援

育児や介護に直面した職員が、離職することなく継続して働けることは、任命権者にとっても有為な人材の流出を防ぎ、公務能率と行政サービスの向上を図る上でも重要である。

本県では、これまで各種の勤務制度や休暇・休業制度の創設・拡充等、育児や介護を行う職員を支援するための取組を積極的に進めてきており、更に、今夏、ワーク・ライフ・バランスの充実や職員の育児参加を促す試みとして、岡山県版「朝方勤務」を試行した。しかしながら、男性職員の育児休業の取得者数は、平成26年度実績で3名と依然として極端に少ないなど、これらの制度が十分に活用されていない状況である。

このため、各任命権者においては、ワーク・ライフ・バランスについ

て、職員の理解をより一層深めるとともに、とりわけ管理職員には、働き方そのものに対する意識改革を強く促し、各種の休暇・休業制度を活用することを積極的に評価する取組を推進することが重要である。

なお、更なる柔軟な勤務形態を促進する取組として、国において、フレックスタイム制の拡充が検討されているところであるが、県では様々な職場があり、職務内容や勤務環境も異なるため、まずは、育児・介護のための早出・遅出出勤制度等の既存の両立支援制度の実施状況を検証するとともに、一層の活用を図りながら、フレックスタイム制拡充について、その課題等を整理し、慎重に検討することが求められる。

#### (5) 総実勤務時間の縮減

県全体の職員一人当たりの平均超過勤務時間数は、近年、安定的に推移しているが、依然として、一人当たりの年間超過勤務時間が500時間を超える職場や超過勤務時間が増加傾向にある職場が見られる。

できる限り超過勤務を行わない働き方に転換していくことは、職員の心身の健康及び公務能率の保持のみならず、ワーク・ライフ・バランス、人材確保の面からも極めて重要であり、女性の活躍推進という観点からも積極的に取り組むべき課題である。

超過勤務の縮減については、各任命権者の責任において実現することが求められており、これまでも、ゆとり創造のための取組方針に超過勤務縮減等に向けた数々の具体策を示すなどの取組がなされてきた。

今後は更に、あらゆる職場の管理監督者は、職員の勤務時間管理、健康管理が自らの重要な職責であることを改めて自覚し、業務配分の適正化や年次休暇等を取得しやすい職場環境づくり等具体的対策に取り組む必要がある。また、各職場が自律的に行うことのできない業務に伴う超過勤務も多く生じており、関係者の協力を得ながら改善を進めていくことが必要である。

学校では、直面する課題が多く、教員の勤務時間は増加する傾向にある。任命権者において様々な教職員の負担軽減の取組が実施されているが、今後とも管理監督者が、実状の把握に努めるとともに、教職員業務

記録票の活用や関係各方面の協力を得ること等により、更なる教職員の負担軽減策を講じ、業務管理、健康管理の取組を進めることが重要である。

#### (6) 心の健康づくり対策の推進

心の健康づくりは、職員がその能力を十分に発揮し、職場を活性化するために非常に重要であるが、心の健康の問題により休職し、又は休暇を取得している職員は、依然として多い状況にある。

そのため、各任命権者においては、職員の健康障害防止策や気軽に相談できる環境づくり等、未然防止（1次予防）と早期発見・早期対応（2次予防）に重点を置いたメンタルヘルス対策に取り組むとともに、円滑な職場復帰と再発防止（3次予防）に向けて、職場環境の整備や職場と関係機関等との連携の維持・強化を図ることが重要である。

心の健康問題は、一旦発症すれば長期化、再発する傾向があるため、とりわけ1次予防に力を入れていくことが重要であり、各任命権者においては、労働安全衛生法の改正により実施されることとなったストレスチェック制度を有効活用すること等により、引き続き心の健康づくり対策を推進する必要がある。

#### (7) 高齢期の雇用問題

年金支給開始年齢の65歳への段階的な引き上げに伴う雇用と年金の接続については、重要な課題となっている。

本県では、これまで、定年退職後の職員の雇用については、再任用制度の仕組みにより対応しているところであるが、来年度には年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、本年度の定年退職者からは、定年退職から年金支給開始までの期間が最長2年間となることから、再任用希望者の増加が見込まれる。このため、各任命権者においては、これまで以上に職域の拡大に向けた取組を進め、それぞれの業務運営の実情等もふまえて、再任用職員の能力と経験を生かせる職務への配置等に努める必要がある。今後多くの職員が定年に達することから、これらの職員をよ

り本格的に活用する場合の公務運営のあり方を検討するなど、中長期的に公務組織が持続可能なものとなるよう、人事管理と組織体制や職務分担の見直し等を継続的に行いつつ、適切に対応していく必要がある。

再任用職員の給与については、昨年から職種別民間給与実態調査において、公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の給与額を把握しているところであるが、データが少なく、再任用職員の給与水準の指標となる具体的な数値を得ることは困難な状況である。再任用職員の給与の在り方については、引き続き国や他の都道府県、民間事業所等の動向を注視しつつ、必要な検討を進めることとする。

#### (8) 公務員倫理の徹底

多くの職員がますます山積する課題に日々真摯に取り組んでいる中、本県職員の不祥事は、県職員全体の信用を傷つけ、県民の県政に対する信頼を損なう。これまでも繰り返し研修等による注意喚起が行われているが、依然として不祥事は後を絶たない。

また、職場内におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、重大な人権侵害であり、被害者のメンタルヘルスの問題だけではなく、職場全体の士気を低下させるなど職場環境の悪化を招くものである。これまでも、研修等を通じた意識啓発や相談窓口の設置等、予防・解決に向けた取組がなされているが、未だ根絶されていない。

このため、各任命権者においては、これまでの取組を検証するとともに、あらゆる機会を通じて服務規律の遵守を徹底し、管理監督者はもとより職員一人ひとりが公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って、全力で職務に精励できるよう、不祥事やハラスメントを生まない風通しの良い職場づくりに努めることが重要である。

### 3 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とと

もに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支店長 工場長	・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長
部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部 次 長	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者
課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課長代理	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者
係 長	・ 係の長及び係長級専門職 ・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者
主 任	・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者
係 員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
職務の級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	本庁部次長	課 長		
7級	本庁困難課長		課長代理	課 長
6級	本庁課長	係 長		
5級	副参事		主 任	係 員
4級	主幹	主 任		
3級	主任		係 員	
2級	主事技師	係 員		
1級			係 員	

別表第3 平成27年度の地域手当の級地別支給割合

給与条例における級地 (支給割合)	支給地	平成27年4月1日改正前 の級地 (支給割合)	改定幅	平成27年度の	
				地域手当の 支給割合	うち 遡及改定分
1級地 (20%)	東京都 特別区	1級地 (18%)	2	18.5%	0.5%
2級地 (16%)	大阪府 大阪市	2級地 (15%)	1	15.5	0.5
3級地 (15%)	東京都 府中市	3級地 (12%)	3	14	1
4級地 (12%)	—	—	—	—	—
5級地 (10%)	広島県 広島市	4級地 (10%)	0	10	—
6級地 (6%)	—	—	—	—	—
7級地 (3%)	岡山県 岡山市	6級地 (3%)	0	3	—

注1： 「改定幅」は、給与条例における地域手当の支給割合と平成27年4月1日改正前の地域手当の支給割合との差を示す。

注2： 医師等に係る地域手当の特例措置（見直し前15%）は、見直しにより16%（改定幅は1）となるが、平成27年度の地域手当の支給割合は15.5%（うち遡及改定分0.5%）である。

注3： 上記以外の支給地域の級地及び支給割合については、人事委員会規則に基づき個別承認を行う。



## 別紙第2

# 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

## 第1 改定の内容

### 1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

### 2 諸手当

#### (1) 初任給調整手当について

ア 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,300円とすること。

イ 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,500円とすること。

#### (2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 平成27年12月期の支給割合

(ア) 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分(特定幹部職員にあっては、1.05月分)とすること。

(イ) 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分(特定幹部職員にあっては、0.5月分)とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年6月期以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分（特定幹部職員にあつては、1.0月分）とすること。
- (イ) 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.375月分（特定幹部職員にあつては、0.475月分）とすること。
- (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

### 3 等級別基準職務表

等級別基準職務表を制定すること。医療職給料表（三）の等級別基準職務表については、6級のうち総括副参事又は副参事及び総括主幹又は主幹並びに5級の保健所の困難な業務を処理する総括主任及び困難な業務を処理する主任の格付けを見直すこと。

## 第2 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)のアについては平成27年12月1日から、第1の2の(2)のイ及び3については、平成28年4月1日から実施すること。

## 別記

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	145,800	196,300	232,700	266,200	292,500	323,300	367,600	413,200	463,500
	2	146,900	198,100	234,300	268,200	294,700	325,500	370,200	415,600	466,600
	3	148,100	199,900	235,800	270,000	297,000	327,800	372,700	418,100	469,600
	4	149,200	201,600	237,400	272,100	299,200	330,000	375,300	420,500	472,600
	5	150,400	203,200	238,900	274,000	301,200	332,300	377,400	422,400	475,600
	6	151,500	205,000	240,600	275,900	303,500	334,300	379,900	424,700	478,600
	7	152,600	206,800	242,100	277,900	305,800	336,500	382,200	426,800	481,600
	8	153,700	208,600	243,700	280,000	308,100	338,700	384,700	429,000	484,700
	9	154,800	210,200	245,200	282,100	310,200	340,800	387,200	431,000	487,400
	10	156,200	212,000	246,700	284,100	312,500	343,000	389,900	433,100	490,500
	11	157,600	213,800	248,300	286,200	314,700	345,100	392,500	435,200	493,500
	12	158,900	215,500	249,800	288,300	317,000	347,300	395,200	437,300	496,600
	13	160,200	217,100	251,300	290,300	319,200	349,300	397,600	439,000	499,300
	14	161,700	219,000	252,800	292,400	321,300	351,300	399,900	440,800	501,600
	15	163,200	220,900	254,200	294,400	323,500	353,400	402,100	442,800	503,900
	16	164,800	222,800	255,600	296,500	325,600	355,400	404,500	444,800	506,200
	17	166,200	224,400	257,100	298,500	327,700	357,300	406,300	446,700	508,300
	18	167,700	226,100	258,900	300,500	329,700	359,300	408,300	448,500	509,700
	19	169,200	227,700	260,600	302,600	331,800	361,100	410,200	450,300	511,200
	20	170,700	229,300	262,400	304,600	333,800	363,000	412,000	452,000	512,600
	21	172,100	230,800	264,100	306,700	335,800	365,000	413,900	453,800	513,800
	22	174,800	232,500	265,900	308,800	337,900	366,900	415,700	455,300	515,200
	23	177,500	234,100	267,700	310,800	339,900	368,900	417,500	456,700	516,700
	24	180,200	235,700	269,400	312,900	342,000	370,800	419,400	458,200	518,200
再任用職員以外の職員	25	182,900	237,100	271,400	314,700	343,600	372,800	421,200	459,600	519,300
	26	184,600	238,600	273,300	316,800	345,500	374,700	422,700	460,900	520,400
	27	186,300	240,100	275,100	318,900	347,400	376,700	424,200	462,200	521,600
	28	188,000	241,400	277,000	320,900	349,300	378,700	425,800	463,400	522,800
	29	189,500	242,700	278,700	322,900	351,000	380,200	427,400	464,400	523,800
	30	191,300	243,900	280,600	324,900	352,900	382,000	428,700	465,100	524,700
	31	193,100	245,000	282,500	327,000	354,800	383,800	430,000	465,900	525,600
	32	194,700	246,200	284,300	329,100	356,600	385,400	431,200	466,600	526,500
	33	196,300	247,500	286,000	330,600	358,500	387,200	432,400	467,300	527,300
	34	197,800	248,800	287,900	332,600	360,300	388,600	433,700	468,100	528,200
	35	199,300	250,000	289,700	334,500	362,100	390,100	435,000	468,800	528,900
	36	200,700	251,300	291,600	336,600	363,800	391,700	436,200	469,400	529,400
	37	202,000	252,300	293,300	338,500	365,200	393,100	437,400	469,900	530,100
	38	203,300	253,700	295,000	340,400	366,500	394,300	438,200	470,500	530,700
	39	204,600	255,200	296,800	342,400	367,900	395,500	439,000	471,100	531,500
	40	205,900	256,700	298,600	344,300	369,300	396,600	439,800	471,700	532,100
	41	207,100	258,100	300,300	346,200	370,600	397,700	440,400	472,200	532,600
	42	208,400	259,500	302,000	348,100	371,500	398,900	441,100	472,700	
	43	209,600	260,900	303,700	349,900	372,600	400,100	441,800	473,100	
	44	210,800	262,300	305,300	351,800	373,700	401,200	442,500	473,400	
	45	212,000	263,500	307,000	353,300	374,500	401,900	443,300	473,700	
	46	213,300	264,800	308,700	354,700	375,400	402,600	444,100		
	47	214,500	266,200	310,300	356,200	376,300	403,300	444,500		
	48	215,700	267,600	312,000	357,700	377,200	404,000	445,200		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	216,800	268,900	313,200	359,300	378,100	404,600	445,700		
	50	217,900	270,000	314,700	360,100	378,900	405,200	446,100		
	51	218,900	271,300	316,200	361,300	379,700	405,700	446,500		
	52	220,000	272,600	317,800	362,300	380,500	406,100	446,900		
	53	221,000	273,700	319,400	363,200	381,200	406,500	447,300		
	54	221,900	274,800	321,000	364,300	381,900	406,800	447,700		
	55	222,600	276,100	322,600	365,200	382,600	407,100	448,100		
	56	223,500	277,400	324,100	366,300	383,300	407,400	448,400		
	57	224,200	278,500	325,600	367,200	383,800	407,700	448,700		
	58	225,100	279,500	326,800	367,900	384,400	408,000	449,100		
	59	226,100	280,600	328,000	368,600	385,000	408,300	449,400		
	60	227,000	281,700	329,200	369,300	385,700	408,600	449,700		
	61	227,800	282,900	329,900	369,700	386,100	408,900	450,000		
	62	228,800	283,900	330,800	370,300	386,800	409,200			
	63	229,600	284,800	331,600	371,000	387,400	409,500			
	64	230,400	285,800	332,400	371,700	388,000	409,800			
	65	231,100	286,600	333,300	372,000	388,400	410,100			
	66	232,000	287,500	333,700	372,700	389,000	410,400			
	67	232,900	288,200	334,400	373,400	389,600	410,700			
	68	233,800	289,100	335,200	374,100	390,200	411,000			
	69	234,600	290,100	336,000	374,400	390,600	411,200			
	70	235,200	290,900	336,700	375,000	391,100	411,500			
	71	235,800	291,700	337,400	375,700	391,600	411,800			
	72	236,500	292,500	338,100	376,300	392,200	412,100			
再任 用職 員以 外の 職員	73	237,100	293,300	338,600	376,600	392,500	412,300			
	74	237,700	293,800	339,200	377,200	392,900	412,600			
	75	238,300	294,200	339,700	377,900	393,300	412,900			
	76	239,000	294,700	340,300	378,500	393,700	413,100			
	77	239,700	294,800	340,600	378,900	394,000	413,300			
	78	240,500	295,200	341,100	379,400	394,300	413,600			
	79	241,300	295,400	341,500	380,000	394,600	413,900			
	80	242,100	295,800	342,000	380,500	394,900	414,100			
	81	242,800	296,000	342,400	381,000	395,100	414,300			
	82	243,500	296,200	342,900	381,600	395,400	414,600			
	83	244,200	296,600	343,400	382,100	395,700	414,900			
	84	244,900	296,900	343,900	382,400	395,900	415,100			
	85	245,600	297,200	344,200	382,800	396,100	415,300			
	86	246,300	297,500	344,600	383,300	396,400				
	87	247,000	297,800	345,100	383,700	396,700				
	88	247,700	298,200	345,500	384,100	396,900				
	89	248,400	298,500	345,800	384,500	397,100				
	90	248,900	298,900	346,200	385,000	397,400				
	91	249,400	299,200	346,700	385,400	397,700				
	92	249,900	299,600	347,100	385,800	397,900				
	93	250,200	299,700	347,300	386,100	398,100				
	94		299,900	347,700						
	95		300,300	348,200						
	96		300,700	348,600						
	97		300,900	348,700						
	98		301,200	349,200						
	99		301,600	349,600						
	100		302,000	349,900						

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	101		302,200	350,200						
	102		302,500	350,600						
	103		302,900	351,000						
	104		303,200	351,400						
	105		303,400	351,900						
	106		303,700	352,300						
	107		304,100	352,700						
	108		304,400	353,100						
	109		304,600	353,600						
	110		305,000	354,000						
	111		305,400	354,300						
	112		305,700	354,600						
	113		305,800	355,100						
	114		306,100							
	115		306,400							
	116		306,800							
	117		307,000							
	118		307,200							
	119		307,500							
	120		307,800							
	121		308,200							
	122		308,400							
	123		308,700							
	124		309,000							
	125		309,300							
再任用職員		190,200	218,000	260,300	279,700	294,800	320,200	361,900	395,000	446,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任 職員 以 外 の 職 員	1	169,200	185,000	211,900	251,300	296,600	323,200	351,800	387,700	428,300
	2	170,900	186,800	213,900	253,100	298,700	325,300	354,000	389,800	430,100
	3	172,700	188,600	215,900	254,900	300,700	327,500	356,300	391,800	432,000
	4	174,400	190,400	217,900	256,700	302,900	329,700	358,500	393,800	433,900
	5	176,000	192,400	219,800	258,400	304,700	332,000	360,600	395,600	435,300
	6	177,900	194,700	221,800	260,200	306,800	334,200	362,700	397,500	437,000
	7	179,700	197,000	223,800	262,000	309,000	336,500	364,900	399,200	438,600
	8	181,600	199,300	225,700	263,800	311,200	338,800	367,100	400,900	440,100
	9	183,400	201,600	227,700	265,300	313,200	340,700	369,000	402,600	441,700
	10	185,100	204,200	229,500	267,100	315,400	343,000	371,200	404,600	443,400
	11	186,800	206,700	231,300	268,500	317,700	345,200	373,300	406,600	445,000
	12	188,500	209,200	233,100	269,900	319,900	347,500	375,500	408,700	446,600
	13	190,400	211,700	234,800	271,500	322,000	349,600	377,700	410,400	447,700
	14	192,600	213,500	236,600	272,900	324,300	351,700	379,800	412,500	449,300
	15	194,700	215,300	238,400	274,000	326,500	353,900	382,000	414,500	451,100
	16	196,900	217,100	240,300	275,300	328,800	356,000	384,100	416,600	452,900
	17	199,100	218,900	241,900	276,400	330,700	358,200	385,900	418,300	454,500
	18	201,500	220,800	243,700	277,800	333,000	360,200	387,900	420,000	456,300
	19	203,900	222,600	245,500	279,200	335,100	362,300	389,800	421,700	458,100
	20	206,300	224,300	247,300	280,700	337,400	364,400	391,800	423,300	459,800
	21	208,900	226,000	249,000	282,000	339,500	366,500	393,600	425,000	461,400
	22	210,700	227,800	250,500	283,400	341,500	368,500	395,700	426,600	463,100
	23	212,500	229,600	252,000	284,900	343,600	370,500	397,800	428,000	464,700
	24	214,300	231,400	253,400	286,400	345,600	372,600	399,800	429,500	466,500
	25	216,000	233,000	254,600	287,600	347,600	374,500	401,500	430,800	468,000
	26	217,800	234,700	256,000	289,600	349,700	376,500	403,500	432,200	469,400
	27	219,600	236,300	257,400	291,600	351,700	378,500	405,600	433,700	470,900
	28	221,300	237,900	258,700	293,600	353,700	380,500	407,700	435,300	472,200
	29	223,100	239,300	259,900	295,600	355,900	382,400	409,200	436,600	473,400
	30	224,900	241,000	261,000	297,600	358,000	384,500	411,000	438,300	474,100
	31	226,700	242,700	262,300	299,500	360,000	386,600	412,700	440,000	474,800
	32	228,400	244,500	263,400	301,400	362,100	388,600	414,400	441,600	475,500
	33	230,100	246,100	264,300	303,200	363,800	390,500	416,100	443,000	476,000
	34	231,800	247,700	265,500	305,000	365,800	392,600	417,600	444,700	476,800
	35	233,400	249,300	266,600	306,900	367,700	394,700	419,200	446,400	477,500
	36	235,000	250,800	267,800	308,800	369,800	396,600	420,700	448,000	478,100
	37	236,400	252,100	268,800	310,600	371,700	398,300	422,000	449,400	478,400
	38	238,100	253,600	270,000	312,500	373,800	399,800	423,500	450,100	479,000
	39	239,800	254,900	271,100	314,400	375,800	401,100	425,000	450,800	479,500
	40	241,600	256,100	272,100	316,200	377,800	402,500	426,500	451,500	480,000
	41	243,200	257,300	273,300	318,100	379,800	403,700	428,000	451,900	480,500
	42	244,700	258,500	274,800	319,900	381,900	404,800	429,300	452,500	480,900
	43	246,200	259,600	276,100	321,800	384,000	405,800	430,600	453,200	481,300
	44	247,600	260,700	277,300	323,700	386,000	406,800	431,800	453,800	481,700
	45	248,800	261,800	278,500	325,500	387,700	408,000	432,800	454,600	482,000
	46	250,000	262,900	280,000	327,400	389,400	409,200	433,500	455,300	
	47	251,100	264,000	281,600	329,300	391,000	410,300	434,300	455,800	
	48	252,200	265,200	283,200	331,100	392,700	411,500	435,100	456,300	
	49	253,100	266,200	285,000	332,700	394,100	412,800	435,600	456,800	
	50	254,200	267,400	286,700	334,300	395,100	413,600	436,000	457,100	
	51	255,400	268,500	288,400	335,900	396,100	414,400	436,400	457,400	
	52	256,500	269,600	290,000	337,600	397,100	415,100	436,700	457,800	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	53	257,500	270,800	291,500	339,300	398,400	415,600	437,000	458,200	
	54	258,700	271,900	293,300	341,000	399,500	416,300	437,400	458,400	
	55	259,700	273,300	295,000	342,800	400,600	417,000	437,700	458,700	
	56	260,900	274,500	296,800	344,600	401,800	417,600	438,000	458,900	
	57	262,000	275,600	298,400	345,800	403,100	418,300	438,300	459,300	
	58	263,000	277,200	300,100	347,500	403,900	418,700	438,600	459,500	
	59	263,800	278,700	301,900	349,100	404,700	419,300	438,900	459,700	
	60	264,800	280,300	303,700	350,700	405,400	419,900	439,200	459,900	
	61	265,900	281,900	305,200	352,300	405,900	420,300	439,500	460,300	
	62	267,000	283,500	307,000	354,000	406,600	420,900	439,800		
	63	268,100	285,100	308,800	355,700	407,300	421,400	440,100		
	64	269,100	286,700	310,500	357,400	408,000	421,900	440,400		
	65	270,200	288,200	312,000	359,000	408,300	422,400	440,700		
	66	271,400	289,600	313,700	360,600	409,000	423,000	441,000		
	67	272,700	291,100	315,300	362,200	409,700	423,400	441,300		
	68	274,000	292,600	317,000	363,800	410,300	423,900	441,600		
	69	275,200	294,200	318,600	365,000	410,700	424,300	441,800		
	70	276,600	295,700	320,000	366,400	411,200	424,600	442,100		
	71	278,000	297,300	321,500	367,700	411,800	424,900	442,400		
	72	279,400	298,900	323,000	369,100	412,300	425,200	442,700		
	73	280,700	300,200	324,000	370,300	412,800	425,500	442,900		
	74	282,100	301,600	325,600	371,500	413,200	425,800	443,200		
	75	283,500	303,100	327,100	372,800	413,700	426,100	443,500		
	76	284,800	304,600	328,800	374,100	414,200	426,400	443,800		
再任用職員以外の職員	77	286,000	305,700	330,600	375,400	414,700	426,600	444,000		
	78	287,200	307,200	332,300	376,600	415,200	426,900	444,300		
	79	288,400	308,600	333,900	377,800	415,800	427,200	444,600		
	80	289,500	310,100	335,500	379,000	416,300	427,500	444,900		
	81	290,800	311,600	337,200	380,200	416,700	427,700	445,100		
	82	292,000	313,000	338,900	381,400	417,300	428,000	445,400		
	83	293,300	314,300	340,500	382,500	417,800	428,300	445,700		
	84	294,600	315,700	342,200	383,700	418,000	428,500	446,000		
	85	295,800	316,900	343,600	384,800	418,300	428,700	446,200		
	86	297,000	318,400	345,100	385,400	418,800	429,000			
	87	298,200	319,700	346,600	385,900	419,100	429,300			
	88	299,400	321,200	348,100	386,500	419,400	429,500			
	89	300,500	322,700	349,400	387,100	419,700	429,700			
	90	301,700	324,200	350,600	387,700	420,100	430,000			
	91	302,800	325,600	351,900	388,300	420,500	430,300			
	92	304,000	327,100	353,200	388,900	420,900	430,500			
	93	304,800	328,400	354,600	389,200	421,200	430,700			
	94	306,100	329,700	356,100	389,700					
	95	307,200	331,100	357,600	390,300					
	96	308,500	332,400	359,100	390,800					
	97	309,600	333,600	360,400	391,200					
	98	310,800	334,900	361,600	391,600					
	99	312,000	336,200	362,700	392,200					
	100	313,200	337,500	363,900	392,700					
	101	314,400	338,900	365,000	393,100					
	102	315,400	339,800	366,100	393,600					
	103	316,500	340,900	367,200	394,200					
	104	317,500	342,100	368,400	394,700					

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	105	318,300	343,200	369,600	395,000					
	106	318,900	344,300	370,100	395,400					
	107	319,500	345,300	370,700	395,900					
	108	320,200	346,400	371,300	396,200					
	109	320,700	347,600	371,900	396,500					
	110	321,200	348,600	372,400	397,000					
	111	321,700	349,600	372,900	397,500					
	112	322,300	350,500	373,400	398,000					
	113	323,100	351,400	373,800	398,300					
	114	323,800	352,300	374,200	398,800					
	115	324,500	353,300	374,800	399,300					
	116	325,200	354,300	375,300	399,800					
	117	325,800	355,300	375,700	400,100					
	118	326,600	355,800	376,200	400,600					
	119	327,300	356,400	376,800	401,100					
	120	328,100	357,000	377,300	401,600					
	121	328,700	357,300	377,400	402,000					
	122	329,000	357,700	378,000	402,500					
	123	329,500	358,200	378,500	402,900					
	124	330,000	358,600	378,900	403,400					
再任 職員 以 外 の 職 員	125	330,300	359,000	379,400	403,800					
	126		359,400	379,900						
	127		359,900	380,400						
	128		360,300	380,900						
	129		360,700	381,200						
	130		361,100	381,700						
	131		361,500	382,200						
	132		361,900	382,700						
	133		362,100	383,000						
	134		362,600	383,500						
	135		363,000	383,900						
	136		363,300	384,300						
	137		363,600	384,600						
	138		364,000	385,100						
	139		364,500	385,600						
	140		365,000	386,100						
	141		365,300	386,400						
	142		365,800							
	143		366,300							
	144		366,800							
	145		367,100							
再任 職員		244,300	256,200	260,400	294,100	310,600	324,700	348,200	383,400	415,000

備考 この表は、警察官の職にある職員に適用する。



教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	159,500 円	204,300 円	264,900 円	333,900 円	422,400 円
	2	161,000	206,000	267,400	336,100	424,200
	3	162,500	207,600	269,700	338,400	426,000
	4	164,000	209,300	272,100	340,600	427,700
	5	165,800	211,200	274,700	342,900	429,200
	6	167,700	212,900	277,100	345,100	430,700
	7	169,500	214,600	279,300	347,400	432,600
	8	171,300	216,200	281,500	349,700	434,500
	9	173,100	217,900	283,900	351,700	436,300
	10	175,200	219,800	286,200	353,800	438,100
	11	177,300	221,600	288,600	356,000	440,000
	12	179,300	223,400	290,900	358,100	441,800
	13	181,300	225,100	293,300	360,300	443,500
	14	183,500	227,100	295,400	362,300	445,400
	15	185,800	229,100	297,400	364,300	447,200
	16	188,100	231,100	299,400	366,300	449,100
	17	190,400	232,900	301,600	368,200	450,800
	18	193,000	235,600	304,200	370,100	452,600
	19	195,600	238,300	306,700	372,100	454,400
	20	198,100	241,000	309,400	374,100	456,200
	21	200,600	243,700	311,900	375,900	457,800
	22	202,300	246,600	314,500	377,800	459,500
	23	204,000	249,400	316,900	379,700	461,400
	24	205,700	252,100	319,600	381,600	463,100
	25	207,300	254,700	322,200	383,100	464,800
	26	209,000	257,300	324,500	384,900	466,400
	27	210,600	259,800	326,900	386,700	468,000
	28	212,100	262,200	329,200	388,600	469,500
	29	213,600	264,900	331,500	390,500	471,000
	30	215,300	267,300	333,500	392,400	472,300
	31	217,000	269,500	335,700	394,300	473,600
	32	218,700	271,700	337,900	396,300	474,900
	33	220,200	273,900	340,000	398,000	476,100
	34	222,000	276,100	342,200	399,700	476,800
	35	223,700	278,300	344,400	401,300	477,500
	36	225,400	280,400	346,500	403,100	478,200
	37	227,000	282,700	348,700	404,300	478,800
	38	228,800	284,700	350,800	405,800	
	39	230,600	286,700	353,000	407,200	
	40	232,400	288,700	355,100	408,600	
	41	234,200	290,600	357,200	410,300	
	42	236,000	293,100	359,300	411,700	
	43	237,800	295,400	361,300	413,000	
	44	239,500	297,900	363,400	414,500	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	241,000	300,100	365,400	416,100	
	46	242,700	302,600	367,400	417,400	
	47	244,000	305,000	369,400	418,900	
	48	245,300	307,700	371,400	420,500	
	49	246,800	310,100	373,200	422,200	
	50	248,300	312,500	375,000	423,600	
	51	249,500	315,000	376,900	425,200	
	52	251,000	317,400	378,900	426,700	
	53	252,300	319,800	380,800	428,400	
	54	253,500	322,000	382,600	429,900	
	55	254,900	324,100	384,400	431,500	
	56	256,100	326,300	386,100	433,100	
	57	257,400	328,600	387,600	434,600	
	58	258,500	330,700	389,200	436,100	
	59	259,700	332,900	390,900	437,300	
	60	260,900	334,900	392,600	438,500	
	61	262,200	337,100	393,800	439,700	
	62	263,600	339,200	395,200	441,000	
	63	265,000	341,400	396,600	442,300	
	64	266,200	343,600	397,900	443,500	
	65	267,600	345,500	399,300	444,700	
	66	269,100	347,700	400,500	445,900	
	67	270,700	349,800	401,900	447,100	
	68	272,400	352,000	403,300	448,300	
	69	273,900	354,000	404,600	449,500	
	70	275,300	355,900	405,900	450,700	
	71	276,700	358,000	407,300	451,900	
	72	278,200	360,000	408,600	453,100	
	73	279,300	361,800	409,900	454,200	
	74	280,700	363,700	411,300	454,800	
	75	282,100	365,500	412,700	455,300	
	76	283,400	367,400	414,000	455,800	
	77	284,800	369,300	415,200	456,300	
	78	286,000	371,000	416,400		
	79	287,200	372,700	417,700		
	80	288,400	374,300	419,100		
	81	289,600	375,800	420,400		
	82	290,800	377,300	421,600		
	83	292,000	378,800	422,600		
	84	293,200	380,200	423,800		
	85	294,400	381,300	425,000		
	86	295,500	382,700	426,200		
	87	296,700	384,100	427,400		
	88	297,900	385,400	428,400		
	89	299,100	386,700	429,500		
	90	300,200	388,000	430,500		
	91	301,400	389,200	431,500		
	92	302,600	390,500	432,500		

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	303,400	391,800	433,400		
	94	304,400	392,900	434,200		
	95	305,500	394,200	435,000		
	96	306,700	395,400	435,800		
	97	307,700	396,800	436,600		
	98	308,800	397,800	437,000		
	99	309,800	398,900	437,400		
	100	310,900	399,900	437,800		
	101	311,800	400,800	438,200		
	102	312,900	401,800	438,500		
	103	314,000	402,900	438,800		
	104	315,000	404,000	439,100		
	105	315,600	404,700	439,400		
	106	316,500	405,600	439,700		
	107	317,300	406,500	440,000		
	108	318,100	407,400	440,200		
	109	319,000	408,200	440,400		
	110	319,400	409,100			
	111	319,800	409,900			
	112	320,300	410,700			
	113	320,900	411,300			
	114	321,300	412,000			
	115	321,800	412,700			
	116	322,300	413,400			
	117	322,900	414,000			
	118	323,400	414,500			
	119	323,800	414,900			
	120	324,300	415,300			
	121	324,800	415,700			
	122	325,200	416,000			
	123	325,700	416,300			
	124	326,200	416,500			
	125	326,800	416,700			
	126	327,100	417,000			
	127	327,400	417,300			
	128	327,700	417,500			
	129	327,900	417,700			
	130	328,200	418,000			
	131	328,500	418,300			
	132	328,800	418,500			
	133	329,000	418,700			
	134	329,200	419,000			
	135	329,400	419,300			
	136	329,700	419,500			
	137	330,000	419,700			
	138	330,200	420,000			
	139	330,500	420,300			
	140	330,800	420,500			

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	141	331,000	420,700			
	142	331,200	421,000			
	143	331,500	421,300			
	144	331,700	421,500			
	145	332,000	421,700			
	146	332,200				
	147	332,500				
	148	332,800				
	149	333,000				
	150	333,200				
	151	333,500				
	152	333,800				
	153	334,000				
再任 用職 員		238,700	279,800	308,500	336,600	420,700

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	159,500 円	175,600 円	264,900 円	294,000 円	412,200 円
	2	161,000	177,700	267,400	296,600	413,700
	3	162,500	179,800	269,700	299,500	415,200
	4	164,000	182,000	272,100	302,100	416,700
	5	165,800	184,100	274,700	304,600	418,100
	6	167,700	186,300	277,100	307,000	419,500
	7	169,500	188,500	279,300	309,400	421,000
	8	171,300	190,700	281,500	311,800	422,600
	9	173,100	193,100	283,900	314,300	424,000
	10	175,200	195,900	286,200	317,000	425,400
	11	177,300	198,700	288,600	319,700	426,800
	12	179,300	201,400	290,900	322,600	428,100
	13	181,300	204,300	293,300	325,200	429,400
	14	183,500	206,000	295,400	327,200	430,800
	15	185,800	207,600	297,400	329,300	432,200
	16	188,100	209,300	299,400	331,600	433,600
	17	190,400	211,200	301,600	333,900	434,800
	18	193,000	212,900	304,200	336,100	436,100
	19	195,500	214,600	306,700	338,400	437,300
	20	198,100	216,200	309,400	340,600	438,600
	21	200,600	217,900	311,900	342,900	439,700
	22	202,300	219,800	314,500	345,100	440,900
	23	204,000	221,600	316,900	347,400	442,200
	24	205,700	223,400	319,600	349,700	443,500
	25	207,300	225,100	322,200	351,700	444,800
	26	208,900	227,100	324,500	353,500	446,000
	27	210,500	229,100	326,900	355,400	447,000
	28	212,000	231,100	329,200	357,300	448,100
	29	213,500	232,900	331,500	359,200	449,300
	30	215,200	235,600	333,500	361,000	450,100
	31	216,800	238,300	335,700	362,700	450,900
	32	218,500	241,000	337,900	364,600	451,800
	33	220,000	243,700	340,000	366,300	452,700
	34	221,700	246,600	342,100	368,000	453,200
	35	223,300	249,400	344,200	369,700	453,700
	36	224,900	252,100	346,200	371,500	454,200
	37	226,400	254,700	348,300	373,400	454,700
	38	228,100	257,300	350,200	374,900	
	39	229,800	259,800	352,200	376,500	
	40	231,500	262,200	354,100	378,100	
	41	233,200	264,900	356,000	379,400	
	42	235,000	267,300	357,800	380,800	
	43	236,800	269,500	359,600	382,200	
	44	238,500	271,700	361,300	383,700	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	240,200	273,900	363,100	385,200	
	46	241,800	276,100	364,800	386,800	
	47	243,300	278,300	366,400	388,400	
	48	244,700	280,400	368,000	389,900	
	49	246,100	282,700	369,400	391,300	
	50	247,500	284,700	370,900	392,800	
	51	249,000	286,700	372,500	394,300	
	52	250,200	288,700	374,100	395,700	
	53	251,400	290,600	375,600	396,900	
	54	252,800	293,100	377,100	398,200	
	55	254,100	295,400	378,600	399,300	
	56	255,300	297,900	380,100	400,400	
	57	256,600	300,100	381,600	401,800	
	58	257,800	302,600	383,000	403,000	
	59	258,900	305,000	384,400	404,200	
	60	260,100	307,700	385,700	405,500	
	61	261,500	310,100	386,600	406,700	
	62	262,800	312,500	387,800	407,700	
	63	264,000	315,000	389,000	409,100	
	64	265,000	317,400	390,100	410,400	
	65	266,000	319,800	391,000	411,600	
	66	267,400	322,000	392,200	412,700	
	67	268,900	324,100	393,200	413,900	
	68	270,400	326,300	394,300	415,000	
	69	272,000	328,600	395,500	416,000	
	70	273,500	330,700	396,500	417,200	
	71	275,000	332,900	397,600	418,400	
	72	276,500	334,900	398,800	419,600	
	73	277,700	337,100	399,800	420,200	
	74	278,900	339,200	400,900	421,000	
	75	280,200	341,400	402,000	421,700	
	76	281,500	343,600	403,100	422,200	
	77	282,900	345,400	404,000	422,500	
	78	284,000	347,300	404,900	422,900	
	79	285,200	349,200	405,900	423,300	
	80	286,400	351,000	406,900	423,700	
	81	287,700	352,800	407,700	424,000	
	82	288,600	354,600	408,500	424,400	
	83	289,800	356,300	409,200	424,800	
	84	291,000	358,100	410,000	425,100	
	85	292,000	359,500	410,700	425,400	
	86	292,900	361,100	411,500	425,800	
	87	293,900	362,600	412,200	426,200	
	88	294,900	364,100	412,900	426,500	
	89	296,000	365,500	413,500	426,800	
	90	296,900	366,800	414,200	427,100	
	91	297,800	368,200	414,700	427,400	
92	298,700	369,600	415,400	427,600		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	299,200	371,100	415,800	427,800	
	94	299,900	372,400	416,200		
	95	300,600	373,700	416,500		
	96	301,400	374,900	416,800		
	97	302,200	375,900	417,100		
	98	303,000	376,900	417,400		
	99	303,800	377,900	417,700		
	100	304,500	378,900	417,900		
	101	305,400	379,800	418,100		
	102	305,900	380,800	418,400		
	103	306,400	381,800	418,700		
	104	306,900	382,800	418,900		
	105	307,100	383,600	419,100		
	106	307,500	384,500	419,400		
	107	307,800	385,400	419,700		
	108	308,000	386,400	419,900		
	109	308,200	387,200	420,100		
	110	308,400	388,200			
	111	308,700	389,200			
	112	309,000	390,200			
	113	309,200	390,800			
	114	309,400	391,700			
	115	309,600	392,600			
	116	309,900	393,500			
	117	310,200	394,300			
	118	310,500	395,000			
	119	310,800	395,800			
	120	311,100	396,600			
	121	311,200	397,200			
	122	311,400	398,000			
	123	311,700	398,700			
	124	312,000	399,400			
	125	312,200	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,500			
	130		403,100			
	131		403,600			
	132		404,100			
	133		404,400			
	134		404,700			
	135		405,000			
	136		405,300			
	137		405,600			
	138		405,900			
	139		406,200			
	140		406,500			

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	141		406,800			
	142		407,100			
	143		407,400			
	144		407,700			
	145		407,900			
	146		408,200			
	147		408,500			
	148		408,700			
	149		408,900			
	150		409,200			
	151		409,500			
	152		409,700			
	153		409,900			
	154		410,200			
	155		410,500			
	156		410,700			
157		410,900				
再任 用職 員		229,800	276,600	303,600	329,900	410,700

備考

- この表は、中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。



ハ 小学校・中学校教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	159,500	175,600	264,900	294,000	412,200
	2	161,000	177,700	267,400	296,600	413,700
	3	162,500	179,800	269,700	299,500	415,200
	4	164,000	182,000	272,100	302,100	416,700
	5	165,800	184,100	274,700	304,600	418,100
	6	167,700	186,300	277,100	307,000	419,500
	7	169,500	188,500	279,300	309,400	421,000
	8	171,300	190,700	281,500	311,800	422,600
	9	173,100	193,100	283,900	314,300	424,000
	10	175,200	195,900	286,200	317,000	425,400
	11	177,300	198,700	288,600	319,700	426,800
	12	179,300	201,400	290,900	322,600	428,100
	13	181,300	204,300	293,300	325,200	429,400
	14	183,500	206,000	295,400	327,200	430,800
	15	185,800	207,600	297,400	329,300	432,200
	16	188,100	209,300	299,400	331,600	433,600
	17	190,400	211,200	301,600	333,900	434,800
	18	193,000	212,900	304,200	336,100	436,100
	19	195,500	214,600	306,700	338,400	437,300
	20	198,100	216,200	309,400	340,600	438,600
	21	200,600	217,900	311,900	342,900	439,700
	22	202,300	219,800	314,500	345,100	440,900
	23	204,000	221,600	316,900	347,400	442,200
	24	205,700	223,400	319,600	349,700	443,500
	25	207,300	225,100	322,200	351,700	444,800
	26	208,900	227,100	324,500	353,500	446,000
	27	210,500	229,100	326,900	355,400	447,000
	28	212,000	231,100	329,200	357,300	448,100
	29	213,500	232,900	331,500	359,200	449,300
	30	215,200	235,600	333,500	361,000	450,100
	31	216,800	238,300	335,700	362,700	450,900
	32	218,500	241,000	337,900	364,600	451,800
	33	220,000	243,700	340,000	366,300	452,700
	34	221,700	246,600	342,100	368,000	453,200
	35	223,300	249,400	344,200	369,700	453,700
	36	224,900	252,100	346,200	371,500	454,200
	37	226,400	254,700	348,300	373,400	454,700
	38	228,100	257,300	350,200	374,900	
	39	229,800	259,800	352,200	376,500	
	40	231,500	262,200	354,100	378,100	
	41	233,200	264,900	356,000	379,400	
	42	235,000	267,300	357,800	380,800	
	43	236,800	269,500	359,600	382,200	
44	238,500	271,700	361,300	383,700		

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	240,200	273,900	363,100	385,200	
	46	241,800	276,100	364,800	386,800	
	47	243,300	278,300	366,400	388,400	
	48	244,700	280,400	368,000	389,900	
	49	246,100	282,700	369,400	391,300	
	50	247,500	284,700	370,900	392,800	
	51	249,000	286,700	372,500	394,300	
	52	250,200	288,700	374,100	395,700	
	53	251,400	290,600	375,600	396,900	
	54	252,800	293,100	377,100	398,200	
	55	254,100	295,400	378,600	399,300	
	56	255,300	297,900	380,100	400,400	
	57	256,600	300,100	381,600	401,800	
	58	257,800	302,600	383,000	403,000	
	59	258,900	305,000	384,400	404,200	
	60	260,100	307,700	385,700	405,500	
	61	261,500	310,100	386,600	406,700	
	62	262,800	312,500	387,800	407,700	
	63	264,000	315,000	389,000	409,100	
	64	265,000	317,400	390,100	410,400	
	65	266,000	319,800	391,000	411,600	
	66	267,400	322,000	392,200	412,700	
	67	268,900	324,100	393,200	413,900	
	68	270,400	326,300	394,300	415,000	
	69	272,000	328,600	395,500	416,000	
	70	273,500	330,700	396,500	417,200	
	71	275,000	332,900	397,600	418,400	
	72	276,500	334,900	398,800	419,600	
	73	277,700	337,100	399,800	420,200	
	74	278,900	339,200	400,900	421,000	
	75	280,200	341,400	402,000	421,700	
	76	281,500	343,600	403,100	422,200	
	77	282,900	345,400	404,000	422,500	
	78	284,000	347,300	404,900	422,900	
	79	285,200	349,200	405,900	423,300	
	80	286,400	351,000	406,900	423,700	
	81	287,700	352,800	407,700	424,000	
	82	288,600	354,600	408,500	424,400	
	83	289,800	356,300	409,200	424,800	
	84	291,000	358,100	410,000	425,100	
	85	292,000	359,500	410,700	425,400	
86	292,900	361,100	411,500	425,800		
87	293,900	362,600	412,200	426,200		
88	294,900	364,100	412,900	426,500		
89	296,000	365,500	413,500	426,800		
90	296,900	366,800	414,200	427,100		
91	297,800	368,200	414,700	427,400		
92	298,700	369,600	415,400	427,600		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	299,200	371,100	415,800	427,800	
	94	299,900	372,400	416,200		
	95	300,600	373,700	416,500		
	96	301,400	374,900	416,800		
	97	302,200	375,900	417,100		
	98	303,000	376,900	417,400		
	99	303,800	377,900	417,700		
	100	304,500	378,900	417,900		
	101	305,400	379,800	418,100		
	102	305,900	380,800	418,400		
	103	306,400	381,800	418,700		
	104	306,900	382,800	418,900		
	105	307,100	383,600	419,100		
	106	307,500	384,500	419,400		
	107	307,800	385,400	419,700		
	108	308,000	386,400	419,900		
	109	308,200	387,200	420,100		
	110	308,400	388,200			
	111	308,700	389,200			
	112	309,000	390,200			
	113	309,200	390,800			
	114	309,400	391,700			
	115	309,600	392,600			
	116	309,900	393,500			
再任 用職 員以 外の 職員	117	310,200	394,300			
	118	310,500	395,000			
	119	310,800	395,800			
	120	311,100	396,600			
	121	311,200	397,200			
	122	311,400	398,000			
	123	311,700	398,700			
	124	312,000	399,400			
	125	312,200	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,500			
	130		403,100			
	131		403,600			
	132		404,100			
	133		404,400			
	134		404,700			
	135		405,000			
	136		405,300			
	137		405,600			
	138		405,900			
	139		406,200			
	140		406,500			

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	141		406,800			
	142		407,100			
	143		407,400			
	144		407,700			
	145		407,900			
	146		408,200			
	147		408,500			
	148		408,700			
	149		408,900			
	150		409,200			
	151		409,500			
	152		409,700			
	153		409,900			
	154		410,200			
155		410,500				
156		410,700				
157		410,900				
再任 用職 員		229,800	276,600	303,600	329,900	410,700

備考

- この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	145,900	196,100	282,100	334,200	392,800
	2	147,000	198,800	284,500	336,400	395,700
	3	148,200	201,200	286,900	338,600	398,500
	4	149,300	203,600	289,400	340,700	401,300
	5	150,500	206,100	291,700	342,600	403,600
	6	151,800	208,400	293,900	344,700	406,300
	7	153,100	210,600	296,000	346,800	409,000
	8	154,400	212,800	298,000	348,900	411,700
	9	155,500	214,900	300,200	350,800	414,300
	10	157,300	217,200	302,900	352,800	416,900
	11	158,900	219,600	305,500	354,900	419,600
	12	160,500	221,900	308,300	356,900	422,400
	13	162,000	224,000	310,700	359,000	425,000
	14	164,000	226,400	313,300	360,900	427,700
	15	165,900	228,800	315,900	362,800	430,500
	16	167,900	231,200	318,700	364,700	433,200
	17	169,700	233,400	321,300	366,600	435,700
	18	171,900	236,200	323,500	368,500	438,300
	19	174,200	239,100	325,700	370,400	440,800
	20	176,300	241,900	327,900	372,400	443,400
	21	178,500	244,300	330,200	374,000	445,900
	22	180,900	246,900	332,200	376,000	448,500
	23	183,300	249,300	334,200	377,900	451,100
	24	185,600	252,000	336,300	379,800	453,600
	25	187,700	254,700	338,400	381,400	455,800
	26	190,000	257,100	340,300	383,100	458,100
	27	192,100	259,400	342,100	385,000	460,600
	28	194,200	261,700	344,000	386,900	463,100
	29	196,200	264,400	346,000	388,700	465,600
	30	198,000	266,600	347,700	390,600	468,100
	31	199,800	268,500	349,300	392,500	470,600
	32	201,500	270,600	351,000	394,400	473,100
	33	203,200	272,500	352,400	396,000	475,400
	34	205,100	274,500	353,800	397,800	477,800
	35	207,000	276,600	355,300	399,400	480,200
	36	208,800	278,600	356,800	401,200	482,700
	37	210,500	280,500	358,100	402,400	485,100
	38	212,400	282,000	359,500	403,900	487,600
	39	214,300	283,400	360,900	405,300	490,000
	40	216,200	284,900	362,300	406,700	492,500
	41	218,000	286,300	363,200	408,100	494,800
	42	219,900	287,400	364,300	409,400	497,000
	43	221,800	288,400	365,500	410,900	499,200
	44	223,700	289,400	366,600	412,500	501,400
	45	225,300	290,200	367,800	413,900	503,100
	46	227,100	291,400	369,000	415,100	504,600
	47	228,800	292,700	370,300	416,700	506,200
48	230,600	293,900	371,400	418,300	507,700	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	49	232,300	295,300	372,500	419,600	509,400
	50	234,100	296,600	373,800	421,000	510,800
	51	235,800	297,700	375,100	422,500	512,200
	52	237,500	298,900	376,400	423,900	513,700
	53	239,000	300,100	377,100	425,300	514,800
	54	240,800	301,300	378,100	426,700	516,000
	55	242,500	302,600	379,000	428,100	517,200
	56	244,100	303,800	380,000	429,500	518,400
	57	245,600	304,900	380,800	430,600	519,300
	58	246,800	306,100	381,600	431,900	520,300
	59	247,900	307,300	382,300	433,300	521,300
	60	249,000	308,500	383,000	434,600	522,300
	61	250,200	309,500	383,600	435,400	523,400
	62	251,300	310,600	384,300	436,300	524,300
	63	252,300	311,700	385,200	437,300	525,000
	64	253,400	312,800	386,100	438,200	525,700
	65	254,600	313,800	386,700	439,100	526,500
	66	255,700	314,900	387,500	439,900	527,300
	67	256,800	316,000	388,300	440,500	528,100
	68	257,800	317,000	389,100	441,300	528,900
	69	258,800	318,100	389,700	441,700	529,600
	70	260,200	319,100	390,400	442,300	530,400
	71	261,700	320,200	391,100	442,800	531,200
	72	263,100	321,300	391,800	443,300	532,000
	73	264,500	322,100	392,500	443,800	532,700
	74	265,900	323,100	393,100		
	75	267,300	324,200	393,700		
	76	268,600	325,300	394,400		
	77	269,700	326,400	395,100		
	78	270,900	327,400	395,700		
	79	272,200	328,300	396,300		
	80	273,400	329,200	396,900		
	81	274,800	330,300	397,500		
	82	276,100	331,100	398,100		
	83	277,400	331,800	398,700		
	84	278,600	332,600	399,300		
	85	279,800	333,100	399,800		
	86	280,900	333,600	400,300		
	87	282,200	334,100	400,800		
	88	283,400	334,600	401,500		
	89	284,400	334,900	401,900		
	90	285,600	335,400			
	91	286,800	335,900			
	92	288,000	336,400			
	93	289,000	336,700			
	94	290,000	337,100			
	95	291,000	337,600			
	96	292,000	338,100			

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	97	292,600	338,600			
	98	293,500	339,100			
	99	294,200	339,600			
	100	295,100	340,100			
	101	296,000	340,600			
	102	296,700	341,100			
	103	297,400	341,600			
	104	298,100	342,100			
	105	298,800	342,600			
	106	299,300	343,000			
	107	299,800	343,500			
	108	300,300	343,900			
	109	300,500	344,400			
	110	300,900	344,800			
	111	301,200	345,300			
	112	301,500	345,700			
	113	301,800	346,200			
	114	302,100	346,600			
	115	302,400	347,100			
	116	302,700	347,500			
	117	303,000	348,000			
118	303,400	348,400				
119	303,700	348,800				
120	304,100	349,200				
121	304,400	349,600				
再任 用職 員		220,300	263,200	288,000	330,400	388,900

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表  
イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	250,000	334,600	399,200	474,200
	2	252,500	337,600	401,900	476,500
	3	255,000	340,400	404,600	478,700
	4	257,500	343,400	407,300	481,000
	5	259,700	346,100	409,800	483,300
	6	263,500	349,300	412,500	485,500
	7	267,300	352,400	415,300	487,700
	8	271,000	355,400	418,100	489,900
	9	274,600	358,400	420,700	491,900
	10	278,600	361,300	423,400	494,000
	11	282,600	364,300	426,100	496,100
	12	286,500	367,400	428,800	498,200
	13	290,200	370,500	431,300	500,300
	14	294,200	374,000	433,800	502,400
	15	298,100	377,300	436,200	504,500
	16	301,900	380,900	438,700	506,600
	17	305,700	384,500	440,900	508,700
	18	309,300	387,000	443,300	510,700
	19	312,800	389,600	445,700	512,700
	20	316,400	392,200	448,100	514,700
	21	319,800	394,900	450,100	516,500
	22	323,400	397,500	452,500	518,300
	23	326,800	400,100	454,900	520,200
	24	330,400	402,700	457,200	522,100
	25	333,900	405,000	459,400	523,800
	26	336,600	407,300	461,700	525,600
	27	339,300	409,600	463,900	527,400
	28	341,900	411,900	466,200	529,200
	29	344,500	414,300	468,400	531,100
	30	346,700	416,400	470,700	532,900
	31	348,800	418,400	473,000	534,700
	32	351,100	420,500	475,200	536,500
	33	353,500	422,600	477,200	538,100
	34	355,800	424,600	479,300	539,900
	35	358,000	426,600	481,400	541,600
	36	360,400	428,600	483,500	543,400
	37	362,800	430,700	485,600	545,000
	38	365,100	432,700	487,400	546,600
	39	367,300	434,700	489,200	548,000
	40	369,500	436,700	491,000	549,600
	41	371,600	438,700	492,700	551,100
	42	373,000	440,500	494,500	552,500
	43	374,500	442,200	496,300	553,900
	44	376,000	444,000	498,100	555,300
	45	377,500	445,900	499,700	556,500
	46	378,900	447,700	501,400	557,500
	47	380,400	449,500	503,200	558,500
	48	381,900	451,200	505,000	559,500
	49	383,200	453,000	506,600	560,600
	50	384,200	454,700	507,900	561,500
	51	385,200	456,500	509,200	562,400
	52	386,200	458,300	510,500	563,300



職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	53	387,200	460,200	511,800	564,200
	54	388,100	461,400	513,100	565,100
	55	389,000	462,600	514,400	566,000
	56	389,900	463,800	515,700	566,900
	57	390,900	465,000	516,700	567,800
	58	391,800	466,000	517,500	568,700
	59	392,600	467,000	518,300	569,600
	60	393,400	468,000	519,100	570,500
	61	394,200	468,800	520,000	571,400
	62	394,700	469,500	520,800	572,300
	63	395,100	470,200	521,700	573,200
	64	395,600	470,900	522,500	574,100
	65	395,900	471,600	523,400	575,000
	66		472,300	524,300	
	67		473,000	525,200	
	68		473,700	526,100	
	69		474,200	527,000	
	70		474,900	527,900	
	71		475,600	528,800	
	72		476,300	529,700	
	73		476,700	530,500	
	74		477,300	531,400	
	75		478,000	532,300	
	76		478,700	533,200	
	77		479,100	534,000	
	78		479,700	534,900	
	79		480,300	535,800	
	80		480,800	536,700	
	81		481,400	537,500	
	82		481,900	538,400	
	83		482,400	539,300	
	84		482,900	540,200	
	85		483,300	541,000	
	86		483,900	541,900	
	87		484,500	542,800	
	88		485,100	543,700	
	89		485,600	544,500	
	90		486,200		
	91		486,800		
	92		487,400		
	93		487,900		
	94		488,500		
	95		489,100		
	96		489,700		
97		490,200			
再任 用職 員		297,300	339,700	394,100	467,100

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,200	189,500	224,600	251,500	287,300	335,100	380,100	446,200
	2	152,600	191,100	226,200	253,100	289,300	337,100	382,800	448,800
	3	154,000	192,700	227,800	254,600	291,500	339,300	385,400	451,300
	4	155,400	194,400	229,400	256,200	293,700	341,500	388,100	453,900
	5	156,600	195,900	230,900	257,400	295,900	343,500	390,500	456,300
	6	158,400	197,500	232,500	258,900	298,000	345,700	393,200	458,800
	7	160,200	199,100	234,100	260,300	300,100	347,800	395,800	461,300
	8	161,900	200,600	235,700	261,900	302,300	350,000	398,500	463,800
	9	163,600	202,100	237,000	263,200	304,300	352,000	400,600	466,200
	10	165,300	203,800	238,700	264,700	306,500	354,100	402,900	468,600
	11	167,100	205,400	240,200	266,100	308,600	356,300	405,100	471,200
	12	168,900	207,100	241,700	267,400	310,800	358,400	407,300	473,600
	13	170,400	208,600	243,300	268,800	313,000	360,100	409,400	476,100
	14	172,300	210,200	244,900	270,500	315,000	362,100	411,400	477,600
	15	174,300	211,800	246,400	272,300	317,100	364,000	413,400	478,900
	16	176,200	213,400	248,000	273,900	319,100	366,000	415,500	480,200
	17	178,200	214,700	249,200	275,600	321,300	367,900	417,300	481,400
	18	180,100	216,300	250,700	277,400	323,300	369,900	419,300	482,700
	19	181,900	218,000	252,100	279,200	325,400	371,900	421,200	484,000
	20	183,800	219,600	253,700	281,000	327,500	373,900	423,300	485,300
	21	185,800	221,100	255,200	282,800	329,400	375,700	425,100	486,500
	22	187,300	222,600	256,600	284,700	331,400	377,700	426,700	487,900
	23	188,800	224,100	258,000	286,400	333,300	379,800	428,300	489,300
	24	190,300	225,600	259,400	288,300	335,300	381,900	429,800	490,500
	25	192,000	227,000	260,800	290,000	337,300	383,300	431,300	491,900
	26	193,500	228,500	262,300	291,900	339,200	385,100	432,600	493,200
	27	195,000	229,900	263,800	293,800	341,200	386,900	433,900	494,600
	28	196,400	231,300	265,400	295,600	343,200	388,600	435,200	496,000
	29	197,800	232,700	267,100	297,600	344,800	390,400	436,500	497,400
	30	199,100	234,400	268,800	299,500	346,600	391,900	437,700	498,500
	31	200,400	235,900	270,400	301,300	348,300	393,500	438,900	499,600
	32	201,700	237,500	272,100	303,200	350,100	395,200	440,000	500,700
	33	202,900	239,000	273,600	305,000	351,800	396,500	441,200	501,800
	34	204,300	240,500	275,400	306,700	353,600	397,800	442,400	502,700
	35	205,700	242,000	277,100	308,500	355,500	399,100	443,600	503,600
	36	207,000	243,600	278,900	310,300	357,300	400,300	444,800	504,500
	37	208,100	245,000	280,300	311,800	359,100	401,400	446,100	505,500
	38	209,400	246,600	282,000	313,500	360,800	402,600	446,900	
	39	210,600	248,100	283,700	315,200	362,400	403,700	447,300	
	40	211,800	249,600	285,400	316,800	364,100	404,800	448,000	
	41	213,000	251,000	287,100	318,600	365,300	405,600	448,500	
	42	214,100	252,300	288,800	320,300	366,400	406,400	448,900	
	43	215,200	253,700	290,500	321,900	367,600	407,200	449,300	
	44	216,300	255,100	292,200	323,600	368,800	408,000	449,700	
	45	217,400	256,500	293,900	324,800	370,000	408,400	450,100	
	46	218,400	258,000	295,600	326,200	370,800	409,000	450,500	
	47	219,300	259,400	297,300	327,700	372,000	409,500	450,900	
	48	220,300	260,900	298,900	329,300	373,100	409,900	451,200	
	49	221,200	262,500	300,300	330,700	374,100	410,300	451,500	
	50	222,200	263,900	301,900	332,000	375,100	410,600	451,900	
	51	223,100	265,200	303,400	333,200	376,100	410,900	452,200	
	52	224,100	266,600	305,000	334,500	377,100	411,200	452,500	
	53	224,700	267,600	306,400	335,600	377,900	411,500	452,800	
	54	225,600	269,000	307,900	336,600	378,700	411,800		
	55	226,400	270,400	309,300	337,700	379,600	412,100		
	56	227,400	271,800	310,800	338,700	380,500	412,400		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	57	円 228,200	円 272,900	円 312,100	円 339,200	円 381,000	円 412,700		
	58	229,100	274,200	313,300	340,100	381,800	413,000		
	59	229,900	275,500	314,500	340,900	382,600	413,300		
	60	230,700	276,800	315,900	341,800	383,400	413,700		
	61	231,600	277,900	317,200	342,600	383,800	413,900		
	62	232,500	279,100	318,400	342,900	384,500	414,200		
	63	233,300	280,400	319,700	343,500	385,200	414,500		
	64	234,300	281,700	320,900	344,200	385,900	414,800		
	65	235,000	282,800	322,300	344,800	386,300	415,000		
	66	235,700	283,900	323,100	345,500	386,900			
	67	236,400	285,000	323,900	346,200	387,600			
	68	237,300	286,100	324,700	346,900	388,200			
	69	238,000	287,200	325,300	347,600	388,600			
	70	238,600	288,300	326,000	348,100	389,100			
	71	239,200	289,400	326,700	348,700	389,600			
	72	239,900	290,500	327,300	349,300	390,100			
	73	240,400	291,400	328,000	349,600	390,700			
	74	241,200	292,100	328,200	350,200	391,200			
	75	242,000	292,700	328,800	350,700	391,800			
	76	242,800	293,500	329,400	351,300	392,400			
	77	243,400	294,300	330,000	351,800	392,900			
	78	244,000	294,900	330,500	352,300	393,400			
	79	244,600	295,500	331,000	352,800	393,900			
	80	245,200	296,100	331,500	353,200	394,400			
再任 用職 員以 外の 職員	81	245,600	296,800	332,100	353,500	394,700			
	82	246,000	297,300	332,600	353,800	395,200			
	83	246,400	297,700	333,000	354,200	395,600			
	84	246,800	298,100	333,500	354,500	396,000			
	85	247,200	298,300	334,000	355,000	396,400			
	86		298,500	334,400	355,300				
	87		298,700	334,600	355,600				
	88		298,900	335,000	355,900				
	89		299,300	335,400	356,300				
	90		299,500	335,800	356,600				
	91		299,700	336,200	357,000				
	92		299,900	336,600	357,300				
	93		300,300	336,900	357,700				
	94		300,500	337,100	358,000				
	95		300,700	337,500	358,300				
	96		301,000	337,800	358,600				
	97		301,400	338,000	358,900				
	98		301,700	338,300	359,300				
	99		301,900	338,600	359,700				
	100		302,200	338,900	360,100				
	101		302,500	339,100	360,600				
	102		302,700	339,400	361,000				
	103		302,900	339,800	361,400				
	104		303,200	340,000	361,800				
	105		303,500	340,100	362,300				
	106			340,400					
	107			340,800					
	108			341,000					

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	109			341,200					
	110			341,600					
	111			342,000					
	112			342,400					
	113			342,600					
再任用職員		191,400	218,400	250,800	264,400	290,900	331,800	374,000	435,500

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	164,000	191,900	239,900	262,800	288,700	334,300	379,000
	2	165,400	194,000	241,700	263,800	290,400	336,400	381,600
	3	166,900	196,100	243,500	264,700	292,200	338,500	384,300
	4	168,400	198,100	245,200	265,800	294,200	340,700	386,900
	5	169,900	200,300	246,600	266,700	296,000	342,900	389,100
	6	171,400	202,600	247,900	267,700	297,800	345,000	391,500
	7	172,900	204,900	249,100	268,500	299,700	347,200	393,800
	8	174,400	207,200	250,400	269,600	301,600	349,300	396,100
	9	175,800	209,700	251,500	270,700	303,500	351,000	398,100
	10	177,500	211,100	252,600	271,500	305,400	353,000	400,200
	11	179,100	212,500	253,500	272,700	307,200	354,900	402,400
	12	180,700	213,900	254,500	273,900	309,100	356,900	404,700
	13	182,300	215,100	255,800	275,200	310,800	358,900	406,600
	14	184,300	216,600	256,900	276,600	312,500	361,000	408,600
	15	186,300	218,100	257,700	277,800	314,300	363,100	410,800
	16	188,300	219,300	258,700	279,300	316,100	365,100	413,000
	17	190,600	220,600	259,600	280,700	318,000	367,100	415,000
	18	192,700	222,100	260,500	282,100	319,600	369,100	417,200
	19	194,800	223,500	261,500	283,400	321,300	371,200	419,400
	20	196,900	224,900	262,500	284,900	323,000	373,300	421,500
	21	199,100	226,300	263,400	286,500	324,500	375,000	423,400
	22	201,300	228,000	264,400	288,100	326,000	377,100	425,300
	23	203,500	229,700	265,400	289,600	327,600	379,200	427,100
	24	205,700	231,300	266,400	291,100	329,100	381,200	429,000
	25	207,800	232,700	267,600	292,400	330,900	383,200	430,700
	26	209,100	234,400	269,000	294,200	332,300	384,800	432,300
	27	210,300	236,100	270,200	296,000	333,800	386,700	434,000
	28	211,500	237,800	271,600	297,700	335,400	388,600	435,600
	29	212,700	239,300	272,900	299,300	336,900	390,400	436,900
	30	213,900	240,700	274,400	301,000	338,400	392,100	438,200
	31	215,200	242,000	276,000	302,600	339,800	394,000	439,800
	32	216,400	243,200	277,500	304,300	341,300	395,800	441,300
	33	217,600	244,500	279,100	305,800	343,000	397,500	443,000
	34	218,900	245,600	280,600	307,300	344,500	399,200	444,600
	35	220,200	246,500	281,900	308,900	346,100	401,000	446,000
	36	221,500	247,600	283,300	310,500	347,600	402,700	447,400
	37	222,700	248,700	284,900	312,000	349,400	404,300	448,500
	38	224,100	249,800	286,300	313,400	351,000	406,000	449,800
	39	225,400	250,700	287,800	315,000	352,500	407,800	451,100
	40	226,700	251,800	289,200	316,600	354,100	409,600	452,500
	41	227,700	252,600	290,800	318,200	355,400	411,100	453,500
	42	229,100	253,500	292,400	319,600	356,900	412,600	454,200
	43	230,500	254,400	293,900	321,000	358,400	414,100	455,000
	44	231,900	255,400	295,500	322,500	359,800	415,400	455,600
	45	233,100	256,300	296,900	323,600	361,500	416,500	456,500
	46	234,500	257,300	298,300	325,000	362,500	417,600	457,200
	47	235,800	258,300	299,800	326,400	364,000	418,700	458,000
	48	237,100	259,300	301,300	327,900	365,300	419,900	458,800
	49	238,200	260,300	302,600	329,000	366,800	421,200	459,500
	50	239,300	261,500	303,900	330,400	368,200	422,300	460,200
	51	240,300	262,700	305,300	331,700	369,500	423,500	460,900
	52	241,400	264,000	306,700	333,000	370,900	424,600	461,700
	53	242,500	265,200	308,200	334,400	372,500	425,800	462,500
	54	243,600	266,700	309,500	335,800	373,700	426,800	463,300
	55	244,600	268,100	310,900	337,200	374,800	427,900	464,000
56	245,600	269,600	312,300	338,500	376,000	429,000	464,700	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	57	246,600	271,200	313,400	339,400	377,200	430,100	465,500
	58	247,600	272,800	314,600	340,700	378,100	430,600	
	59	248,400	274,300	315,800	341,900	379,100	431,200	
	60	249,400	275,900	317,200	343,200	380,100	431,600	
	61	250,400	277,300	318,300	344,300	380,800	432,200	
	62	251,400	278,800	319,600	345,200	381,600	432,700	
	63	252,300	280,300	320,900	346,400	382,400	433,100	
	64	253,300	281,700	322,100	347,700	383,200	433,600	
	65	254,200	283,300	323,400	348,900	384,000	434,200	
	66	255,200	284,800	324,700	350,100	384,700	434,600	
	67	256,300	286,300	326,000	351,300	385,500	434,900	
	68	257,300	287,800	327,300	352,400	386,200	435,200	
	69	258,200	289,000	328,000	353,500	386,900	435,600	
	70	259,300	290,500	329,100	354,500	387,500		
	71	260,500	292,000	330,200	355,600	388,200		
	72	261,700	293,400	331,100	356,700	388,800		
	73	263,100	294,600	332,400	357,600	389,600		
	74	264,400	296,000	333,100	358,700	390,100		
	75	265,700	297,400	334,200	359,800	390,700		
	76	267,000	298,700	335,400	360,900	391,200		
	77	268,000	300,200	336,500	361,700	391,600		
	78	269,100	301,500	337,700	362,500	392,200		
	79	270,400	302,700	338,800	363,300	392,700		
	80	271,700	304,000	340,000	364,000	393,000		
	81	272,800	304,800	341,100	364,700	393,300		
	82	273,800	306,000	342,200	365,200	393,800		
	83	274,900	307,100	343,200	365,800	394,200		
	84	276,000	308,300	344,300	366,300	394,500		
	85	276,900	309,400	345,300	367,000	394,800		
	86	277,800	310,600	346,300	367,500	395,300		
	87	278,900	311,800	347,200	368,100	395,800		
	88	280,000	312,900	348,200	368,600	396,200		
	89	281,000	314,200	349,300	369,100	396,500		
	90	281,900	315,400	350,100	369,500	396,900		
	91	282,900	316,600	350,900	370,100	397,400		
	92	283,900	317,800	351,700	370,600	397,800		
	93	284,900	318,600	352,400	371,000	398,200		
	94	285,900	319,300	353,000	371,500			
	95	286,800	320,000	353,700	371,900			
	96	287,800	320,600	354,300	372,200			
	97	288,700	321,300	354,800	372,900			
	98	289,500	321,600	355,200	373,400			
	99	290,100	322,200	355,700	373,900			
	100	291,000	322,900	356,100	374,400			
	101	291,800	323,300	356,600	375,100			
	102	292,600	323,900	357,000	375,600			
	103	293,400	324,500	357,500	376,100			
	104	294,200	325,100	357,900	376,500			
	105	294,900	325,500	358,300	377,200			
	106	295,400	326,000	358,800	377,700			
	107	295,900	326,500	359,200	378,200			
	108	296,400	327,000	359,500	378,700			
	109	296,600	327,400	360,100	379,400			
	110	296,900	327,800	360,600	379,800			
	111	297,100	328,100	361,100	380,300			
	112	297,500	328,400	361,600	380,800			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員	113	297,800	328,800	362,200	381,500			
	114	298,000	329,200	362,700				
	115	298,400	329,600	363,200				
	116	298,700	329,900	363,600				
	117	299,000	330,100	364,100				
	118	299,300	330,400	364,500				
	119	299,600	330,800	365,000				
	120	300,000	331,000	365,500				
	121	300,300	331,200	366,000				
	122	300,700	331,500	366,500				
	123	301,000	331,800	367,000				
	124	301,400	332,100	367,500				
	125	301,600	332,300	367,900				
	126	301,800	332,600					
	127	302,100	333,000					
	128	302,500	333,200					
	129	302,700	333,300					
	130	303,000	333,600					
	131	303,400	334,000					
	132	303,800	334,200					
	133	304,000	334,500					
	134	304,300	334,900					
	135	304,700	335,300					
	136	305,000	335,700					
	137	305,200	336,000					
	138	305,500	336,400					
	139	305,900	336,800					
	140	306,200	337,200					
	141	306,400	337,500					
	142	306,800	337,900					
	143	307,200	338,200					
144	307,500	338,600						
145	307,600	338,900						
146	307,900	339,300						
147	308,200	339,700						
148	308,600	340,100						
149	308,800	340,400						
150	309,000	340,800						
151	309,300	341,200						
152	309,600	341,600						
153	310,000	341,900						
154	310,200							
155	310,400							
156	310,700							
157	311,000							
158	311,300							
159	311,600							
160	311,900							
161	312,300							
162	312,600							
163	312,900							
164	313,200							
165	313,600							
166	313,900							
167	314,200							
168	314,500							
169	314,900							
再任職員		238,000	259,700	266,900	277,100	293,400	331,100	375,500

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

特定任期付職員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	378,000
2	426,000
3	478,000
4	539,000
5	614,000
6	716,000
7	836,000

第1号任期付研究員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	400,000
2	460,000
3	522,000
4	602,000
5	699,000
6	797,000

第2号任期付研究員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	334,000
2	370,000
3	398,000



# 給 与 等 報 告 資 料

# 目 次

## 1 職員給与関係

平成27年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成	2
第2表 給料表別の平均給与月額等	3
第3表 給料表別、級別の平均給与月額等	4
第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況	6
第5表 給料表別の扶養手当の支給状況	6
第6表 給料表別の地域手当の支給状況	7
第7表 給料表別の住居手当の支給状況	7
第8表 給料表別の通勤手当の支給状況	8
第9表 給料表別の諸手当の支給状況	8
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	10
第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布	27
第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布	34

## 2 民間給与関係

平成27年職種別民間給与実態調査の概要	35
第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数	36
第14表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	36
第15表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等	37
第16表 民間における初任給の改定状況	56
第17表 民間における給与改定の状況	56
第18表 民間における定期昇給制度の状況	57
第19表 民間における定期昇給の実施状況	57
第20表 民間における家族手当の支給状況	58
第21表 民間における住宅手当の支給状況	58
第22表 民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	59
第23表 民間における公的年金が支給されない再雇用者 (フルタイム勤務)の給与水準の状況	59
第24表 民間における特別給の支給状況	60
第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	60

## 3 生計費関係

平成27年4月の標準生計費算定方法	62
第26表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費	63
参 考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	63

## 4 労働経済関係

第27表 労働経済指標	64
-------------	----

# 1 職員給与関係

## 平成27年職員給与実態調査の概要

### 1 調査目的

この調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、岡山県職員給与条例（昭和 26 年条例第 18 号）等の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与並びに民間事業所の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける職員

- ・岡山県職員給与条例（昭和 26 年条例第 18 号）
- ・岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和 31 年条例第 65 号）
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年条例第 35 条）
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年条例第 36 号）

### 3 調査基準日

平成 27 年 4 月 1 日現在

### 4 調査事項

#### ①職員の経歴等に関する事項

- ア 年齢
- イ 性別
- ウ 最終学歴
- エ 採用年月日
- オ 経験月数
- カ 適用給料表
- キ 級・号給
- ク 職名・職種

#### ②職員の給料・諸手当に関する事項

- ア 給料(平成 18 年 4 月 1 日及び平成 27 年 4 月 1 日の給料表切替に伴う差額(経過措置額)を含む)
- イ 給料の調整額
- ウ 扶養手当
- エ 地域手当
- オ 住居手当
- カ 通勤手当
- キ 管理職手当
- ク 初任給調整手当
- ケ 単身赴任手当
- コ 特殊勤務手当(月額)
- サ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当
- シ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当
- ス 寒冷地手当
- セ 義務教育等教員特別手当
- ソ 産業教育手当
- タ 定時制通信教育手当
- チ 農林漁業普及指導手当

第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成

区分		計	性別		学歴別			
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	人 22,734	13,703	9,031	19,524	877	2,323	10
	構成比	% 100.0	60.3	39.7	85.9	3.9	10.2	0.0
行政職	職員数	人 4,982	3,476	1,506	3,442	383	1,148	9
	構成比	% 21.9	69.8	30.2	69.1	7.7	23.0	0.2
公安職	職員数	人 3,521	3,186	335	2,269	165	1,086	1
	構成比	% 15.5	90.5	9.5	64.4	4.7	30.8	0.0
教育職(一)	職員数	人 4,051	2,443	1,608	3,877	86	88	-
	構成比	% 17.8	60.3	39.7	95.7	2.1	2.2	-
教育職(二)	職員数	人 50	29	21	50	-	-	-
	構成比	% 0.2	58.0	42.0	100.0	-	-	-
小中教育職	職員数	人 9,627	4,277	5,350	9,417	210	-	-
	構成比	% 42.3	44.4	55.6	97.8	2.2	-	-
研究職	職員数	人 217	190	27	214	2	1	-
	構成比	% 1.0	87.6	12.4	98.6	0.9	0.5	-
医療職(一)	職員数	人 23	19	4	23	-	-	-
	構成比	% 0.1	82.6	17.4	100.0	-	-	-
医療職(二)	職員数	人 167	82	85	144	23	-	-
	構成比	% 0.7	49.1	50.9	86.2	13.8	-	-
医療職(三)	職員数	人 96	1	95	88	8	-	-
	構成比	% 0.4	1.0	99.0	91.7	8.3	-	-

注1:再任用職員、育休代替任期付職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)

注2:構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第2表 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	22,734	42.9	20.4	353,731	9,477	4,802	368,010
行 政 職	4,982	43.3	21.1	339,033	11,002	6,404	356,439
公 安 職	3,521	38.1	16.7	320,882	12,816	5,888	339,586
教 育 職 ( 一 )	4,051	44.9	21.9	381,499	10,234	4,708	396,441
教 育 職 ( 二 )	50	42.8	19.6	374,178	10,230	5,024	389,432
小 中 教 育 職	9,627	43.2	20.3	361,296	7,166	3,478	371,940
研 究 職	217	44.0	19.4	361,160	12,993	5,190	379,343
医 療 職 ( 一 )	23	43.6	15.3	442,383	9,348	74,184	525,915
医 療 職 ( 二 )	167	44.5	19.8	346,019	7,590	3,876	357,485
医 療 職 ( 三 )	96	43.3	20.3	355,599	2,734	2,521	360,854

注：給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

第3表 給料表別、級別の平均給与月額等

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
行政職	1級	462	25.0	2.9	193,725
	2級	343	30.6	8.0	243,951
	3級	1,518	39.5	17.0	325,127
	4級	763	46.1	24.2	385,844
	5級	1,261	50.8	28.7	418,248
	6級	494	54.3	32.1	444,036
	7級	91	55.7	33.0	464,134
	8級	29	56.6	33.2	488,016
	9級	21	56.6	33.3	547,895

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(一)	1級	62	36.7	13.8	296,201
	2級	3,606	44.1	21.1	389,126
	特2級	139	52.1	28.9	458,172
	3級	169	54.0	31.0	491,202
	4級	75	57.2	34.3	503,107

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	42	41.3	18.1	378,331
	特2級	5	49.2	26.5	438,213
	3級	3	52.9	29.4	463,538
	4級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
公安職	1級	412	23.3	2.4	212,426
	2級	648	28.5	6.6	253,695
	3級	739	34.6	12.7	304,993
	4級	996	42.7	21.5	387,948
	5級	411	51.7	30.7	443,548
	6級	191	52.0	30.8	464,161
	7級	79	54.5	33.2	485,781
	8級	29	56.5	34.6	498,521
	9級	16	57.8	36.5	512,362

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
小中教育職	1級	-	-	-	-
	2級	8,179	41.2	18.2	356,877
	特2級	289	50.9	28.1	433,606
	3級	606	54.3	31.5	455,348
	4級	553	57.3	34.5	471,097

注:給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
研究職	1級	4	24.4	1.1	211,795
	2級	86	34.9	9.9	316,092
	3級	94	48.9	24.4	415,534
	4級	27	55.5	31.8	455,607
	5級	6	57.8	33.7	487,451

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(一)	1級	9	29.0	2.5	373,252
	2級	3	40.3	14.7	485,990
	3級	2	46.6	15.6	564,490
	4級	9	58.5	28.2	683,313

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	29	30.4	5.1	238,032
	3級	12	36.8	11.9	303,384
	4級	34	41.0	15.5	342,629
	5級	72	49.9	25.7	400,559
	6級	17	55.7	31.7	428,384
	7級	3	57.3	32.8	461,410
	8級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(三)	1級	-	-	-	-
	2級	14	26.8	3.5	223,239
	3級	14	31.7	8.7	266,976
	4級	9	37.7	13.4	295,796
	5級	5	44.0	21.2	364,447
	6級	54	51.4	28.8	431,381
	7級	-	-	-	-

第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況

区分 給料表	受給者						非受給者
	調整数別人員					1人当たり 手当額	
	1	2	3	4	計		
全給料表	人 2,140	人 60	人 19	人 7	人 2,226	円 11,470	人 20,508
行政職	49	45	16	7	117	18,049	4,865
公安職	-	-	3	-	3	31,500	3,518
教育職(一)	1132	-	-	-	1,132	11,025	2,919
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	50
小中教育職	930	-	-	-	930	11,005	8,697
研究職	27	3	-	-	30	11,213	187
医療職(一)	-	-	-	-	-	-	23
医療職(二)	2	12	-	-	14	19,514	153
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	96

第5表 給料表別の扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者		扶養親族				職員1人 当たり扶 養親族数	非受給者
	人員	1人当たり 手当額	配偶者	扶養親族でな い配偶者があ る場合の1人	配偶者がな い場合の1人	左記以外		
全給料表	人 10,612	円 20,303	人 5,916	人 4,294	人 402	人 11,854	人 1.0	人 12,122
行政職	2,614	20,968	1,501	1,011	102	3,103	1.1	2,368
公安職	2,133	21,156	1,674	434	25	2,619	1.3	1,388
教育職(一)	1,990	20,834	1,026	879	85	2,262	1.0	2,061
教育職(二)	26	19,673	10	14	2	29	1.1	24
小中教育職	3,615	19,083	1,588	1,853	174	3,591	0.7	6,012
研究職	138	20,431	79	54	5	161	1.4	79
医療職(一)	10	21,500	10	-	-	10	0.9	13
医療職(二)	68	18,640	26	35	7	70	0.8	99
医療職(三)	18	14,583	2	14	2	9	0.3	78



第6表 給料表別の地域手当の支給状況

区分 給料表	受給者							1人当たり 手当額 円	非受給者 人
	支給率別人員								
	18%	15%	10%	6%	4%	3%	計		
全給料表	人 19	人 31	人 4	人 1	人 1	人 9,429	人 9,485	円 11,509	人 13,249
行政職	14	7	1	1	1	2,791	2,815	11,333	2,167
公安職	5	1	3	-	-	1,995	2,004	10,346	1,517
教育職(一)	-	-	-	-	-	1,539	1,539	12,393	2,512
教育職(二)	-	-	-	-	-	21	21	11,961	29
小中教育職	-	-	-	-	-	2,898	2,898	11,553	6,729
研究職	-	-	-	-	-	102	102	11,041	115
医療職(一)	-	23	-	-	-	-	23	74,184	-
医療職(二)	-	-	-	-	-	60	60	10,788	107
医療職(三)	-	-	-	-	-	23	23	10,522	73

第7表 給料表別の住居手当の支給状況

区分 給料表	受給者			非受給者 人
	借家・借間			
	人員	1人当たり 手当額 円	1人当たり 家賃額 円	
全給料表	人 3,741	円 24,878	円 55,323	人 18,993
行政職	910	25,016	56,749	4,072
公安職	148	25,419	59,056	3,373
教育職(一)	760	24,625	54,526	3,291
教育職(二)	16	23,406	57,009	34
小中教育職	1,797	24,881	54,568	7,830
研究職	49	25,020	55,921	168
医療職(一)	9	23,889	73,078	14
医療職(二)	39	25,159	53,541	128
医療職(三)	13	24,538	52,515	83

第8表 給料表別の通勤手当の支給状況

区分 給料表	受給者				
	交通機関のみの 利用者	交通機関と交通 用具の併用者	交通用具使用者	計	1人当たり手当額
	人	人	人	人	円
全給料表	1,496	951	17,566	20,013	9,774
行政職	1,146	577	2,677	4,400	13,030
公安職	127	18	2,367	2,512	6,254
教育職(一)	105	205	3,425	3,735	11,395
教育職(二)	1	-	44	45	8,181
小中教育職	53	78	8,734	8,865	7,981
研究職	15	27	170	212	17,561
医療職(一)	6	-	11	17	9,910
医療職(二)	26	36	87	149	25,207
医療職(三)	17	10	51	78	15,725

第9表 給料表別の諸手当の支給状況

区分 給料表	管理職手当		初任給調整手当		単身赴任手当		特殊勤務手当		特地勤務手当等	
	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	2,190	56,887	45	141,924	296	27,436	246	18,088	161	25,972
行政職	628	64,726	1	24,000	22	38,955	228	17,652	31	23,991
公安職	103	82,527	-	-	239	26,410	-	-	26	33,866
教育職(一)	244	53,367	-	-	23	26,783	2	9,500	75	21,089
教育職(二)	3	52,500	-	-	1	26,000	-	-	-	-
小中教育職	1,158	50,472	-	-	9	27,333	-	-	-	-
研究職	15	72,587	5	18,000	2	32,000	-	-	29	33,641
医療職(一)	10	98,510	22	271,073	-	-	3	35,000	-	-
医療職(二)	20	61,470	17	18,176	-	-	13	23,154	-	-
医療職(三)	9	56,300	-	-	-	-	-	-	-	-

注1:特殊勤務手当は、月額で定められているものに限る。

注2:特地勤務手当等には特地勤務手当に準ずる手当が、へき地手当等にはへき地手当に準ずる手当がそれ

非受給者
人 2,721
582
1,009
316
5
762
5
6
18
18

へき地手当等		寒冷地手当		義務教育等 教員特別手当		産業教育手当		定時制通信 教育手当		農林漁業 普及指導手当	
受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
316	32,449	164	5,212	13,726	5,676	378	18,781	188	17,766	199	14,647
17	18,854	17	4,647	-	-	-	-	-	-	199	14,647
-	-	11	7,129	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	10	5,517	4,050	5,758	378	18,762	188	17,766	-	-
-	-	-	-	50	5,866	-	-	-	-	-	-
298	33,302	118	5,073	9,626	5,640	-	-	-	-	-	-
-	-	7	5,155	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	7,417	-	-	-	-	-	-	-	-
1	9,292	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

どれ含まれている。

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1								1	
2									
3									
4							2		
5									
6									
7	6	2							
8		1							
9	2	1							
10	9								
11	2	2	1			1			
12	4	19	1						
13		2							5
14	7	7	4						4
15	12	2	1						1
16	3	8	33						3
17		3	7						2
18	11	11	21						3
19	8	6	6						1
20	2	28	14						
21	3	4	18				1		
22	16	14	9						1
23	12	10	13						
24	3	46	14						
25	4	4	20					2	
26	20	18	28					1	
27	5	7	17				1	3	
28	3	50	38					8	1
29	38	8	24					5	
30	3	17	23					1	
31	6	8	18				6	3	
32	42	10	41				31		
33	6	7	34					3	
34	19	4	28					1	
35	7	3	20						
36	35	6	38						
37	17	7	34					1	
38	17		29				1		
39	17		32				3		
40	34	1	21	1			3		
41	8	3	14	2			7		
42	12	1	16	1			10		
43	2	2	28				13		
44	8	3	31	1			4		
45	3	1	23	16			5		
46	13	1	19	32					
47	5		12	42			1		
48	4	4	34	24	1		1		
49	1	1	20	21		6	1		
50	3		29	21		30	1		
51	1	1	33	55	2	48			
52	2	3	34	39					
53			20	32	13	2			
54	4	1	25	38	48	4			
55			20	64	28	8			
56	2	1	36	50	21	10			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人 1	人	人 40	人 59	人 21	人 10	人	人	人
58	2		26	99	69	18			
59	3		28	51	35	8			
60	2		34	39	36	18			
61			33	13	22	25			
62	1		30	16	66	15			
63	2		37	9	41	19			
64	1		23	15	39	26			
65			27	10	33	27			
66			28	1	65	23			
67			18	3	51	18			
68			22	2	58	23			
69	1		18	2	27	28			
70	1	1	13	1	51	15			
71	1	1	11		29	23			
72	1		15	2	25	16			
73			8		26	15			
74	1		6		24	12			
75			8		31	15			
76			8		17	8			
77	1		14		46	23			
78		2	5		33				
79			5		26				
80			2		22				
81			7		19				
82			4		19				
83			1	1	17				
84			6	1	24				
85	1		3		176				
86			1						
87									
88			2						
89	1		4						
90			1						
91			5						
92			3						
93	1		2						
94			2						
95									
96			3						
97			3						
98			1						
99			2						
100			3						
101			5						
102									
103			2						
104			1						
105									
106			1						
107			4						
108			1						
109									
110			2						
111			3						
112									

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113 ⋮ 125	人	人	人 6	人	人	人	人	人	人
計	(236) 462	(163) 343	(541) 1,518	(236) 763	(283) 1,261	(38) 494	(6) 91	(2) 29	(1) 21
								合計	(1,506) 4,982

注：( )内の数字は、女性職員を内書したものである。以下第10表において同じ。

その2 公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	32								
8	4								
9									
10	24			1					
11	6								
12									
13									
14	18								
15	3		2						
16	1		2	1					
17			1						
18	19		3	1					
19	3		2	3					
20	3		1	2					
21	2								
22	18	51	5	11	1				
23	70	16	2	2	1				
24	20	17	7	4					
25	11	7	3	2					
26	68	58	14	4	4				
27	15	7	5	6					
28	22	29	10	12					
29	4	20	7	6					
30	7	47	16	6					
31	4	14	8	8	1				
32	7	28	11	4	1				
33	5	11	14	4					
34	5	42	24	9	2	1			
35	4	18	9	9	3	1			
36	2	19	27	11	3	1			
37	1	8	14	8		2			8
38	3	40	22	12	1				
39	4	13	18	7		2			2
40	4	20	24	14		1			1
41	2	15	12	9	4				
42	4	21	18	12	2				1
43	3	12	16	11	2	1			
44	3	15	22	13	2				
45		9	13	10	2				4
46	1	20	16	14	3	3			
47	2	10	16	12	1				
48	4	4	18	17	4				
49		13	23	23	2	2			
50	2	8	14	16	3				
51	1	8	21	10	4	2			
52		6	17	14	6				
53		1	15	17	1	1			
54		8	12	13	3				
55		5	13	14	2	1			
56	1	3	16	14	5	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
57		7	22	10	2	1			
58		1	16	8	7	1			
59		1	14	14	4	1	2		
60		1	12	12	1	2			
61			17	6	3	1		29	
62		1	10	8	5	3			
63		2	15	8	5	4	1		
64		2	14	11	9	1			
65		3	7	8	6				
66		2	10	5	6	1			
67			6	13	2	3	11		
68			6	9	2		1		
69			6	7	3	4	2		
70		1	3	12	3	2	4		
71			1	12	6	4	2		
72			5	11	5	4	1		
73		1	5	18	2	2	3		
74			5	6	6	3	1		
75			1	15	6	1	3		
76			4	17	9	1	4		
77			3	7	5	4	44		
78			2	11	8	3			
79				8	8	2			
80		1	1	10	10	4			
81			1	7	18	3			
82			2	11	6	3			
83			1	13	35	3			
84		1	3	5	6	6			
85		1	1	9	18	105			
86			2	4	12				
87			1	13	12				
88			1	4	7				
89			1	6	8				
90			3	3	7				
91			4	5	8				
92				8	5				
93			1	5	83				
94				5					
95			1	11					
96				6					
97				6					
98			2	5					
99				10					
100				5					
101			1	7					
102				6					
103				6					
104				6					
105				4					
106			1	6					
107			1	7					
108			1	9					
109				10					
110			1	8					
111				7					
112				10					



級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
113				12					
114				12					
115				11					
116				11					
117				7					
118				9					
119				10					
120				12					
121				8					
122			2	11					
123				9					
124				6					
125				39					
126			1						
127									
128			2						
129									
130									
131			2						
132									
133			1						
134			1						
135									
136									
137			1						
138									
139									
140									
141			2						
142									
143									
144									
145									
計	(77) 412	(118) 648	(71) 739	(58) 996	(9) 411	(2) 191	(-) 79	(-) 29	(-) 16
合計									(335) 3,521

その3 教育職給料表(一)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		39			
6					
7		2			
8		31			
9		19			
10		6			
11		9			
12		50			
13		7			
14		10			
15		9			
16		2			
17		4			
18		2			
19		2			
20		26			
21		7			
22		8			
23		26			
24		30			
25		18			
26		18			2
27		25			1
28		40			1
29		17			3
30	1	16			3
31		18			4
32	1	16			2
33		13			5
34		9			2
35		19			2
36		23			7
37		14			43
38	1	14			
39		17			
40		19			
41	1	22			
42	1	15			
43	1	20			
44		25			
45		19			
46		16			
47		24			
48	1	20			
49	1	16			
50	1	17			
51	1	18			
52	2	17			
53		19		1	
54	3	17		1	
55	1	21		1	
56	2	16		1	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
57		19		3	
58	1	2		8	
59		2	1	3	
60		2		3	
61	2	1		2	
62	1	10		5	
63	1	21		4	
64	1	13		3	
65		30		4	
66	1	14		11	
67	4	22	2	6	
68	2	16		6	
69	1	20	1	6	
70	1	18	1	2	
71		23		11	
72		16		14	
73	2	23	1	4	
74	1	14		7	
75		23	1	10	
76		15		13	
77		25	1	40	
78		17	1		
79		27	3		
80		18			
81	1	23	4		
82		25	4		
83	1	30	1		
84		13	4		
85		22	1		
86		24	2		
87		36	4		
88	2	22	3		
89		30	6		
90	1	20	8		
91	1	25	3		
92		17	12		
93	1	23	8		
94		22	5		
95	2	44	3		
96		26	8		
97	1	25	5		
98	1	23	2		
99	1	42	8		
100	1	28	6		
101		33	9		
102		51	5		
103	1	38	4		
104		33	5		
105		76	3		
106		43	4		
107	1	37			
108		85			
109		26			
110	1	50			
111	1	49			
112	1	76			

級 号	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
113		47			
114	1	84			
115		56			
116		24			
117	2	97			
118	2	70			
119		24			
120	2	112			
121		29			
122		55			
123		82			
124		23			
125		37			
126		64			
127		25			
128		7			
129		21			
130		14			
131		61			
132		53			
133		63			
134		34			
135		54			
136		28			
137		47			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152	1				
153					
計	(25) 62	(1,511) 3,606	(28) 139	(30) 169	(14) 75
			合計	(1,608) 4,051	

その4 教育職給料表(二)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
37					
38					
39					
40		1			
41		1			
42					
43		1			
44		1			
45					
46		1			
47					
48					
49					
⋮					
63		1			
64		2			
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75		3			
76					
77					
78					
79			1		
80		1			
81					
82					
83					
84					
85					
86		2			
87					
88			2	3	
89		1			
90					
91		3			
92			1		
93		1			
94					
95		1			
96					
97					
98		2	1		
99		1			
100					

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
101					
102					
103					
104					
105		3			
106		1			
107					
108		2			
109					
110		1			
111					
112		1			
113		1			
114		2			
115					
116					
117		1			
118					
119					
120		2			
121					
122		1			
123		1			
124					
125					
126		1			
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138		1			
139					
140					
141					
142					
143					
144		1			
⋮					
157					
計	-	(20) 42	(1) 5	(-) 3	-
				合計	(21) 50

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
17		199			
18					
19		19			
20		195			3
21		32			16
22		17			41
23		14			45
24		175			
25		13			
26		23			
27		34			1
28		5			7
29		7			20
30		2			24
31		5			40
32		169			29
33		22			35
34		40			37
35		56			39
36		143			34
37		17			182
38		69			
39		54			
40		128			
41		14			
42		45			
43		61			
44		93			
45		26			
46		53			
47		70			
48		112			
49		38		1	
50		42			
51		57			
52		85	1		
53		30			
54		60			
55		59	2		
56		88			
57		36			
58		42			
59		46			
60		98			
61		38			
62		55		1	
63		61	1		
64		86			
65		29	1	3	
66		63			
67		98	1		
68		42		3	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
69		70	2	4	
70		4		5	
71		6	4	5	
72		3	3	9	
73		5		18	
74		39	6	39	
75		58	2	11	
76		41	2	14	
77		73	5	6	
78		57	8	9	
79		51		23	
80		45	5	23	
81		39	14	17	
82		37	9	20	
83		54	5	18	
84		44	16	53	
85		52	4	22	
86		48	7	22	
87		48	10	30	
88		43	12	32	
89		50	6	21	
90		30	12	33	
91		45	8	34	
92		40	3	20	
93		45	17	110	
94		49	8		
95		57	6		
96		46	29		
97		52	9		
98		44	4		
99		51	6		
100		40	2		
101		34	10		
102		27	4		
103		65	7		
104		31	3		
105		41	8		
106		48	7		
107		41	4		
108		49	5		
109		30	11		
110		40			
111		64			
112		31			
113		52			
114		84			
115		74			
116		38			
117		110			
118		69			
119		63			
120		136			
121		67			
122		72			
123		70			
124		92			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
125		66			
126		95			
127		77			
128		58			
129		107			
130		81			
131		46			
132		163			
133		77			
134		93			
135		125			
136		74			
137		84			
138		106			
139		62			
140		18			
141		18			
142		36			
143		127			
144		125			
145		141			
146		118			
147		139			
148		85			
149		198			
⋮					
157		1			
計	-	(4,970) 8,179	(126) 289	(140) 606	(114) 553
			合計	(5,350) 9,627	

その6 研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
13		1			
14					
15					
16					
17		1			
18					
19					
20		1			
21					
22					
23					
24		2			
25		1			
26					
27		1			1
28		3			
29	1	3			3
30					
31		1			
32	1	2			
33	1				1
34		2			
35					
36					1
37		1			
38			2		
39		1			
40		2	2		
41		2			
42		1		1	
43					
44		2		1	
45		1		1	
46	1	2		2	
47		1	2	2	
48		2			
49			1		
50		1	1		
51		1			
52		4	5		
53			6		
54		1	2	1	
55		2	4	2	
56		1	3	2	
57			1	1	
58		3	3	2	
59		2	3	1	
60		3	1		
61		1	5		
62		4	4	4	
63		1	4	1	
64		1	3	1	

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65		1	3	1	
66			1		
67		2	1		
68				2	
69		2	2	1	
70			3		
71			1	1	
72		1	2		
73		1	3		
74			1		
75			1		
76		2	1		
77		1			
78			2		
79		1			
80		2			
81			2		
82		2	3		
83			1		
84					
85			1		
86		1	1		
87		1			
88					
89		3	13		
90					
91		1			
92					
93					
94		1			
95		3			
96		1			
97		1			
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114		1			
115					
⋮					
121					
計	(1) 4	(20) 86	(5) 94	(1) 27	(-) 6
				合計	(27) 217

その7 医療職給料表(一)

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
⋮				
9				
10				
11	2			
12				
13				
14	2	1		
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				1
25				
26	1			
27				
28				
29	1			
30				
31		1		
32			1	
33				
34	2			
35				
36				
37				
38	1			
39				
40				
41				
42				
43				
44				1
45				
46			1	
47				
48				
49				1
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				1
57				
58				
59				
60		1		

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
61				
62				1
63				
64				1
65				3
66				
67				
⋮				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
⋮				
89				
⋮				
97				
計	(1) 9	(2) 3	(1) 2	(-) 9
			合計	(4) 23



その8 医療職給料表(二)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5		1						
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15		1						
16								
17		1						
18								
19								
20		1						
21		1						
22								
23		1						
24		1						
25								
26							1	
27		2	1				1	
28		1	1					
29		2						
30		1						
31								
32		4	1	1				
33								
34		1						
35				1				
36		2	1	1				
37		2	1					
38							1	
39		1						
40				1	1			
41		1		1	3	1		
42						3		
43				1				
44		1		1	1			
45		1	1		1			
46			1	2	3			
47				1		1		
48				3	1			
49			1		2			
50			1		1			
51		1		1	1	1		
52			1	5		1		
53				3	5	1		
54				1	3	1		
55		1		1	2	2		
56				2	2	1		

級 号	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
57					2			
58				2	1			
59				1	1			
60					5			
61				1		3		
62		1		2	2	1		
63				1	2			
64					2	1		
65					1			
66					1			
67					6			
68				1	2			
69								
70								
71					1			
72					2			
73					2			
74			1					
75			1					
76					1			
77								
78					2			
79								
80								
81					1			
82					1			
83								
84								
85					11			
⋮								
105								
⋮								
113								
計	-	(22) 29	(7) 12	(20) 34	(33) 72	(3) 17	(-) 3	-
							合計	(85) 167

その9 医療職給料表(三)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1			1				
2							
3							
4							
5			3				
6							
7							
8							
9		2					
10							
11							
12		1	1				
13		1		1			
14				1	1		
15							
16		3					
17			1				
18		1		1			
19							
20							
21			3	1		1	
22							
23		2	1	1		1	
24			1	1			
25			1				
26					1		
27		1				1	
28						3	
29				1		1	
30						1	
31						1	
32		1				3	
33							
34		1					
35							
36							
37							
38						1	
39						1	
40				1		2	
41							
42			1			1	
43		1				4	
44					1		
45						3	
46						3	
47				1	1		
48			1			3	
49							
50						1	
51							
52						2	
53							
54						2	
55						2	
56							
57						3	
58							
59							
60							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61							
62						1	
63							
64						1	
65						1	
66							
67						1	
68						1	
69						9	
70							
71							
72					1		
73							
⋮							
93							
⋮							
113							
⋮							
125							
⋮							
153							
⋮							
169							
計	-	(13) 14	(14) 14	(9) 9	(5) 5	(54) 54	-
						合計	(95) 96

第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	6									6
19	9									9
20	20									20
21	20									20
22	63									63
23	74	1								75
24	73									73
25	54									54
26	57	15								72
27	31	39								70
28	13	56								69
29	11	74								85
30	7	53	26							86
31	6	33	46							85
32	4	22	48							74
33	4	9	66							79
34	3	10	113			1	1			128
35	1	6	112				1			120
36		5	121							126
37	1	8	109							118
38	1	2	124							127
39	3		145	1			1			150
40		1	124	13						138
41		1	127	44						172
42		1	90	85			1			177
43		4	48	129	2			1		184
44	1	1	41	147	11				1	202
45		1	29	96	54					180
46			25	71	120					216
47		1	16	38	140					195
48			16	10	149	6				181
49			12	4	148	27				191
50			8	9	105	32				154
51			9	15	115	42				181
52			12	14	69	54	5		1	155
53			9	15	94	61	10			189
54			6	11	76	74	12	2		181
55			10	16	45	50	8	4	2	135
56			8	14	38	55	7	9	3	134
57			8	12	34	41	16	3	8	122
58			5	11	41	31	25	9	6	128
59			5	8	20	20	4	1		58
計	462	343	1,518	763	1,261	494	91	29	21	4,982

その2 公安職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	32									32
19	30									30
20	24									24
21	20									20
22	95									95
23	93									93
24	33	59								92
25	20	89	4							113
26	14	99	6							119
27	15	98	19							132
28	11	76	30	1						118
29	8	61	37	1						107
30	8	45	74	10						137
31	6	28	60	21						115
32	2	31	55	29						117
33	1	27	65	29						122
34		12	80	44	1					137
35		9	80	64	4					157
36		3	51	58	2					114
37		6	40	58	7					111
38		2	42	65	6	2				117
39		1	25	45	5					76
40			23	62	14	6				105
41			13	60	16	5				94
42			9	53	8	4				74
43		1	2	34	13	4				54
44		1	2	33	7	6	1			50
45			4	29	7	8	1			49
46			3	21	14	7	2			47
47			2	24	15	5	1			47
48				19	10	8				37
49			1	34	11	8	4			58
50			3	28	9	16	4			60
51			1	24	16	8	4	1		54
52				16	29	10	8	2		65
53				20	24	8	7	1		60
54			4	25	17	15	9	5		75
55			2	25	40	12	5	3	3	90
56				23	32	15	10	3	2	85
57			1	12	19	8	11	2	3	56
58			1	18	44	18	5	8	3	97
59				11	41	18	7	4	5	86
計	412	648	739	996	411	191	79	29	16	3,521

その3 教育職給料表(一)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		39				39
23		51				51
24	1	76				77
25		52				52
26	3	66				69
27	2	91				93
28	1	48				49
29	7	63				70
30	4	64				68
31	5	65				70
32	1	66				67
33	2	67				69
34	5	74				79
35	3	66				69
36	2	72				74
37	1	69				70
38	1	67				68
39		75				75
40	5	62	1			68
41	2	97				99
42	2	90	1			93
43	1	101	2			104
44	3	106				109
45	4	106	2			112
46	3	138	7			148
47		137	8	3		148
48	2	139	5	1		147
49		174	13	8		195
50	1	164	17	10		192
51		175	17	21		213
52		184	13	22	1	220
53		141	11	22	3	177
54		152	11	19	7	189
55	1	117	5	25	9	157
56		107	9	10	10	136
57		86	6	10	14	116
58		88	6	11	15	120
59		71	5	7	15	98
60					1	1
計	62	3,606	139	169	75	4,051

その4 教育職給料表(二)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28		5				5
29						
30						
31						
32						
33		2				2
34		1				1
35		3				3
36		1				1
37						
38						
39		2				2
40		3				3
41		4				4
42		2				2
43		3				3
44		2				2
45		4				4
46		2	1			3
47		2				2
48		2	2			4
49		1	1			2
50		1				1
51				1		1
52			1	1		2
53		1				1
54				1		1
55		1				1
56						
57						
58						
59						
計	-	42	5	3	-	50

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
22		199				199
23		245				245
24		220				220
25		238				238
26		248				248
27		251				251
28		175				175
29		224				224
30		208				208
31		214				214
32		226				226
33		200				200
34		212				212
35		208				208
36		231				231
37		173				173
38		181				181
39		196	3			199
40		189				189
41		188		1		189
42		200	2			202
43		158	4			162
44		161	5	1		167
45		189	9	1		199
46		207	29	1		237
47		217	21	7		245
48		218	29	15		262
49		227	20	21	1	269
50		245	31	30	1	307
51		252	29	49	9	339
52		250	17	52	8	327
53		278	21	95	16	410
54		267	24	97	33	421
55		257	9	66	68	400
56		248	12	60	76	396
57		232	7	44	109	392
58		212	11	37	104	364
59		135	6	29	126	296
60					1	1
61					1	1
62						
63						
計	-	8,179	289	606	553	9,627

その6 研究職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22	1					1
23	2					2
24		1				1
25						
26		2				2
27	1	6				7
28		2				2
29		5				5
30		4				4
31		5				5
32		6				6
33		6				6
34		5				5
35		7				7
36		6				6
37		5				5
38		4				4
39		7				7
40		6				6
41		4	4			8
42		2				2
43		2	5			7
44			8			8
45		1	8			9
46			10			10
47			9			9
48			9	1		10
49			5	1		6
50			10	1		11
51			5			5
52			3	3		6
53			4	1		5
54			5	4		9
55			3	2		5
56			3	2	1	6
57			1	5	2	8
58			2	7	3	12
59						
計	4	86	94	27	6	217



その7 医療職給料表(一)

級 年齢	1	2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人
22					
23					
24					
25	2				2
26	1				1
27	1				1
28					
29	1				1
30	1	1			2
31	2				2
32	1				1
33					
34		1			1
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43			1		1
44					
45					
46					
47					
48					
49			1		1
50				1	1
51				1	1
52					
53				1	1
54					
55		1			1
56				1	1
57					
58					
59					
60					
61				2	2
62				1	1
63					
64				2	2
計	9	3	2	9	23

その8 医療職給料表(二)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22		1							1
23									
24		1							1
25		1							1
26		1							1
27		3							3
28		5							5
29		4							4
30		1	1						2
31		1							1
32		3	1						4
33		3	1						4
34		1	2						3
35		2	1						3
36			3	3					6
37		1		2					3
38		1	1	5					7
39				2					2
40				6	1				7
41				5	1				6
42				2	2				4
43				5	2				7
44				1	6				7
45			1		4				5
46				2	7				9
47			1	1	5				7
48					3				3
49					6				6
50					10				10
51					4	1			5
52					3	4			7
53					1	1			2
54					2	2			4
55					5				5
56					6	2	1		9
57					2	2	1		5
58					1	2	1		4
59					1	3			4
計	-	29	12	34	72	17	3	-	167

その9 医療職給料表(三)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22		1						1
23		3						3
24		2						2
25		1						1
26		1	2					3
27		1	2					3
28		2						2
29		1						1
30			2					2
31			4					4
32		1						1
33		1	1					2
34			1	2				3
35								
36				2	1			3
37				2				2
38								
39			1	1				2
40			1		1			2
41				2				2
42								
43						1		1
44					1	1		2
45					1	4		5
46						4		4
47						5		5
48						3		3
49						5		5
50						5		5
51						5		5
52						4		4
53					1	1		2
54						2		2
55						3		3
56						4		4
57						1		1
58						3		3
59						3		3
計	-	14	14	9	5	54	-	96

第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	5		2		2			1			
公安職	3					2		1			
教育職(一)	88	3	85								
小学校・中学校教育職	83		83								
給料表計	179										
60歳	62										
61歳	59										
62歳	25										
63歳	22										
64歳	9										
65歳	2										

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	65		61		4						
公安職	12				1	8	3				
教育職(一)	22	2	20								
小学校・中学校教育職	14		14								
研究職	3		3								
医療職(二)	3		3								
給料表計	119										
60歳	29										
61歳	26										
62歳	24										
63歳	14										
64歳	21										
65歳	5										

## 2 民間給与関係

### 平成27年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、平成27年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、岡山市人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所852事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により、21層に層化し、これらの層から269事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

8,447人（うち初任給関係588人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は47,270人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	245	90	111	44
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建設業	13	7	4	2
製 造 業	117	40	59	18
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	44	16	19	9
卸 売 業 , 小 売 業	20	8	8	4
金 融 業 , 保 険 業、 不動産業, 物品賃貸業	16	10	5	1
教育, 学習支援業、医療、福祉、 サービス業	35	9	16	10

- 注：1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が23所あった。  
 2 調査対象事業所269所から規模等が調査の対象外であることが判明した事業所1所を除いた268所に占める調査完了事業所245所の割合（調査完了率）は、91.4%。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」（郵便局に分類されるものを除く）及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	企業規模				
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
新 卒 事 務 員	大学卒	189,896 円	195,709 円	186,056 円	178,727 円
	短大卒	171,287	174,261	169,495	164,090
	高校卒	157,456	159,428	156,393	152,693
新 卒 技 術 者	大学卒	196,177	201,461	194,292	187,033
	短大卒	176,321	179,511	174,780	171,758
	高校卒	159,852	161,374	160,663	153,953
新 卒 事 務 員 及 新 卒 技 術 者	大学卒	192,300	197,668	189,428	182,417
	短大卒	173,454	176,281	171,948	167,797
	高校卒	158,557	160,215	158,448	153,412

- 注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものである。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額				備 考
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)		
					円	円	
事 務	支 店 長	12	52.7	898,131	0	898,131	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	10	52.1	953,322	0	953,322	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	56.0	601,762	0	601,762	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	9	48.4	630,227	9,673	620,554	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	47.7	744,466	26,132	718,334	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	49.4	570,751	0	570,751	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係	事 務 部 長	232	52.7	597,309	723	596,586	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	170	53.2	602,268	696	601,572	
	短 大 卒	13	48.9	606,738	1,417	605,321	
	高 校 卒	48	52.6	578,718	596	578,122	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
職 種	技 術 部 長	138	52.1	566,486	1,591	564,895	同 上
	大 学 卒	78	52.2	575,734	1,680	574,054	
	短 大 卒	14	51.4	578,008	787	577,221	
	高 校 卒	46	52.1	546,657	1,671	544,986	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

注：1 「時間外手当等」とは、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。以下本表において同じ。

2 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成27年4月分平均支給額の欄を(\*)としている。以下本表において同じ。

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )	
事 務	事 務 部 次 長	98	52.8	542,337	12,809	529,528	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長―課長間)
	大 学 卒	80	53.0	560,401	14,525	545,876	
	短 大 卒	3	48.1	489,376	0	489,376	
	高 校 卒	15	52.5	454,313	5,811	448,502	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	33	50.7	544,130	1,734	542,396	同 上
	大 学 卒	16	51.7	573,782	3,539	570,243	
	短 大 卒	3	52.2	546,888	0	546,888	
	高 校 卒	14	49.3	509,904	0	509,904	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 課 長	431	48.5	536,576	12,495	524,081	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	294	47.8	551,598	15,865	535,733	
	短 大 卒	31	47.9	473,606	4,533	469,073	
	高 校 卒	105	50.7	515,541	5,291	510,250	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
職 種	技 術 課 長	460	48.3	498,719	9,877	488,842	同 上
	大 学 卒	242	47.5	512,959	7,538	505,421	
	短 大 卒	35	49.0	506,760	11,299	495,461	
	高 校 卒	179	49.2	477,665	12,963	464,702	
	中 学 卒	4	49.5	477,669	0	477,669	



職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )	
事 務	事 務 課 長 代 理	178	49.3	506,397	36,882	469,515	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	111	48.5	519,687	36,545	483,142	
	短 大 卒	11	45.9	453,045	24,126	428,919	
	高 校 卒	55	52.0	488,320	40,785	447,535	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 課 長 代 理	197	48.9	493,034	38,468	454,566	同 上
	大 学 卒	96	46.5	485,411	33,013	452,398	
	短 大 卒	18	47.1	504,026	48,581	455,445	
	高 校 卒	76	51.4	499,880	46,849	453,031	
	中 学 卒	7	58.8	494,102	3,008	491,094	
関 係	事 務 係 長	623	45.3	453,067	61,581	391,486	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	358	42.8	477,889	71,952	405,937	
	短 大 卒	73	45.3	403,084	49,156	353,928	
	高 校 卒	189	50.5	419,971	44,874	375,097	
	中 学 卒	3	48.4	356,713	22,782	333,931	
職 種	技 術 係 長	639	44.3	451,596	90,550	361,046	同 上
	大 学 卒	283	40.9	446,751	98,510	348,241	
	短 大 卒	45	43.5	438,433	80,062	358,371	
	高 校 卒	308	47.1	459,113	86,834	372,279	
	中 学 卒	3	44.6	339,804	23,036	316,768	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額				備 考
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )	円	
事 務	事 務 主 任	317	40.8	360,478	48,239	312,239	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	189	39.0	377,407	57,494	319,913	
	短 大 卒	54	42.5	330,128	29,439	300,689	
	高 校 卒	73	45.1	333,902	35,723	298,179	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 主 任	475	42.8	392,084	66,733	325,351	同 上
	大 学 卒	234	41.4	411,582	70,060	341,522	
	短 大 卒	46	41.3	330,602	47,850	282,752	
	高 校 卒	193	45.2	381,420	67,525	313,895	
	中 学 卒	2	54.5	308,718	31,198	277,520	
関 係	事 務 係 員	2,350	36.9	292,899	32,674	260,225	
	大 学 卒	1,247	33.6	299,811	37,498	262,313	
	短 大 卒	350	40.3	276,382	26,563	249,819	
	高 校 卒	746	40.7	288,880	27,703	261,177	
	中 学 卒	7	51.7	300,789	17,704	283,085	
職 種	技 術 係 員	1,509	32.9	327,620	64,832	262,788	
	大 学 卒	782	32.4	342,142	71,756	270,386	
	短 大 卒	152	34.0	303,975	56,747	247,228	
	高 校 卒	572	33.1	315,129	58,630	256,499	
	中 学 卒	3	54.4	376,662	7,385	369,277	

2 規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )		
							円
事 務 系	支 店 長	12	52.7	898,131	0	898,131	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	10	52.1	953,322	0	953,322	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	56.0	601,762	0	601,762	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 系	工 場 長	7	48.5	654,980	13,087	641,893	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	47.7	744,466	26,132	718,334	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職 種	事 務 部 長	120	52.8	641,012	696	640,316	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	91	53.1	638,739	586	638,153	
	短 大 卒	8	50.8	620,484	2,477	618,007	
	高 校 卒	21	52.5	659,383	389	658,994	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 部 長	62	53.1	614,508	2,632	611,876	同 上
	大 学 卒	39	52.7	618,169	1,914	616,255	
	短 大 卒	5	54.5	615,413	1,950	613,463	
	高 校 卒	18	53.8	603,880	4,895	598,985	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )	
事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長―課長間)
	44	54.1	553,426	85	553,341	
	39	53.9	564,757	97	564,660	
	1	*	*	*	*	
	4	56.8	462,067	0	462,067	
技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	17	51.2	602,083	28	602,055	同 上
	10	51.6	635,554	48	635,506	
	2	55.0	580,489	0	580,489	
	5	48.7	544,239	0	544,239	
	-	-	-	-	-	
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	231	48.0	591,004	13,294	577,710	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	163	46.6	607,452	15,802	591,650	
	12	49.7	508,335	7,306	501,029	
	55	51.7	563,531	6,936	556,595	
	1	*	*	*	*	
技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	258	48.9	548,006	11,159	536,847	同 上
	133	48.1	559,388	8,763	550,625	
	20	50.1	572,295	10,695	561,600	
	102	49.7	526,748	14,923	511,825	
	3	54.8	500,773	0	500,773	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額				備 考
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )	円	
事 務 課 長 代 理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	
	103	48.2	517,884	38,578	479,306		
	大 学 卒	58	45.9	524,071	29,604		494,467
	短 大 卒	7	44.5	450,189	33,589		416,600
	高 校 卒	38	52.4	522,457	53,523		468,934
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長 代 理	144	48.7	508,901	42,329	466,572	同 上	
	大 学 卒	70	45.6	502,625	34,223		468,402
	短 大 卒	14	46.9	522,996	57,555		465,441
	高 校 卒	53	51.4	515,290	54,142		461,148
	中 学 卒	7	58.8	494,102	3,008		491,094
事 務 係 長	341	45.5	495,048	76,611	418,437	係の長及び係長級専門職	
	大 学 卒	199	42.6	519,686	89,692		429,994
	短 大 卒	28	46.2	467,563	66,265		401,298
	高 校 卒	112	51.5	451,637	52,405		399,232
	中 学 卒	2	50.2	352,051	18,567		333,484
技 術 係 長	333	45.3	504,019	116,282	387,737	同 上	
	大 学 卒	127	39.9	507,084	131,857		375,227
	短 大 卒	21	45.7	492,401	96,219		396,182
	高 校 卒	184	48.6	503,841	109,072		394,769
	中 学 卒	1	*	*	*		*

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )		
							円
事 務	事 務 主 任	131	40.1	396,924	62,002	334,922	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	82	37.8	410,740	71,082	339,658	
	短 大 卒	23	44.7	344,985	32,333	312,652	
	高 校 卒	26	46.7	385,303	49,625	335,678	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	189	43.6	434,629	78,439	356,190	同 上
	大 学 卒	69	42.0	491,256	95,716	395,540	
	短 大 卒	14	40.4	348,440	44,997	303,443	
	高 校 卒	104	45.6	393,767	67,524	326,243	
	中 学 卒	2	54.5	308,718	31,198	277,520	
関 係	事 務 係 員	1,209	36.7	306,450	37,906	268,544	
	大 学 卒	632	32.1	302,967	43,298	259,669	
	短 大 卒	165	40.8	297,145	29,620	267,525	
	高 校 卒	408	41.1	314,455	33,915	280,540	
	中 学 卒	4	56.2	320,389	11,325	309,064	
職 種	技 術 係 員	761	32.2	344,873	77,008	267,865	
	大 学 卒	311	31.8	375,370	94,805	280,565	
	短 大 卒	73	31.4	313,265	69,803	243,462	
	高 校 卒	374	32.5	324,595	63,946	260,649	
	中 学 卒	3	54.4	376,662	7,385	369,277	

3 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額				備 考
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)		
					円	円	
事 務	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 部 長	101	52.6	557,434	601	556,833	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	74	53.2	561,855	837	561,018	
	短 大 卒	4	46.8	601,210	0	601,210	
	高 校 卒	23	52.0	531,762	0	531,762	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 部 長	71	51.2	533,081	749	532,332	同 上
	大 学 卒	36	51.7	532,509	1,488	531,021	
	短 大 卒	9	49.3	552,720	0	552,720	
	高 校 卒	26	51.2	528,056	18	528,038	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額				備 考
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )	円	
事 務	事 務 部 次 長	49	51.9	545,173	23,671	521,502	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長―課長間)
	大 学 卒	40	52.4	557,878	26,263	531,615	
	短 大 卒	2	46.0	471,731	0	471,731	
	高 校 卒	7	49.7	480,954	12,834	468,120	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	15	50.8	506,464	3,138	503,326	同 上
	大 学 卒	6	51.8	508,713	7,217	501,496	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	8	50.3	507,192	0	507,192	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 課 長	185	49.3	485,849	12,545	473,304	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	123	49.8	490,245	16,931	473,314	
	短 大 卒	16	45.6	493,164	3,710	489,454	
	高 校 卒	46	49.5	470,546	3,711	466,835	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 課 長	172	47.6	449,107	8,515	440,592	同 上
	大 学 卒	93	46.5	465,888	6,128	459,760	
	短 大 卒	11	49.3	425,778	16,465	409,313	
	高 校 卒	67	48.8	430,825	10,595	420,230	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	



職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )	
事 務	事 務 課 長 代 理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	67	50.9	503,531	37,724	465,807	
	短 大 卒	49	50.8	525,888	43,659	482,229	
	高 校 卒	3	50.5	467,016	5,088	461,928	
	中 学 卒	14	51.4	428,851	20,968	407,883	
技 術	技 術 課 長 代 理	41	50.3	445,910	20,403	425,507	同 上
	大 学 卒	21	50.0	442,405	24,271	418,134	
	短 大 卒	3	46.9	458,511	0	458,511	
	高 校 卒	17	51.9	447,496	20,603	426,893	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 長	244	44.9	382,840	35,642	347,198	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	143	43.3	398,199	36,362	361,837	
	短 大 卒	38	45.1	362,121	36,070	326,051	
	高 校 卒	62	48.6	360,245	33,792	326,453	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
職 種	技 術 係 長	237	42.7	373,591	50,311	323,280	同 上
	大 学 卒	124	42.1	381,889	62,072	319,817	
	短 大 卒	17	41.2	365,873	57,133	308,740	
	高 校 卒	94	43.7	367,922	37,862	330,060	
	中 学 卒	2	42.5	325,022	14,147	310,875	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )	
事 務	事 務 主 任	157	41.9	329,482	35,224	294,258	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	91	40.9	342,561	43,023	299,538	
	短 大 卒	25	41.4	320,779	24,372	296,407	
	高 校 卒	40	44.3	309,688	27,511	282,177	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 主 任	245	41.9	342,675	53,096	289,579	同 上
	大 学 卒	151	40.7	336,953	45,754	291,199	
	短 大 卒	22	43.4	326,358	51,821	274,537	
	高 校 卒	72	44.4	364,776	72,941	291,835	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 員	913	37.2	286,989	29,075	257,914	
	大 学 卒	516	35.5	303,281	33,839	269,442	
	短 大 卒	150	39.4	262,869	25,615	237,254	
	高 校 卒	245	39.9	263,290	19,856	243,434	
	中 学 卒	2	41.5	320,098	62,281	257,817	
職 種	技 術 係 員	619	33.7	307,637	49,617	258,020	
	大 学 卒	389	33.1	314,938	52,537	262,401	
	短 大 卒	65	36.6	293,722	38,598	255,124	
	高 校 卒	165	34.0	297,479	47,405	250,074	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

4 規模100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )		
							円
事 務 系	支 店 長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-		
技 術 系	工 場 長	1	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	1	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-		
関 係 職 種	事 務 部 長	11	53.5	470,841	2,675	468,166	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	52.5	541,713	450	541,263	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	4	58.1	399,532	5,979	393,553	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種 別	技 術 部 長	5	50.9	411,478	0	411,478	同 上
	大 学 卒	3	49.5	417,532	0	417,532	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	52.0	406,909	0	406,909	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )	
事 務	事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	5	51.9	415,609	0	415,609	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	4	52.7	401,834	0	401,834	
技 術	技 術 部 次 長	1	*	*	*	*	同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 課 長	15	47.0	352,939	587	352,352	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	8	42.2	355,288	0	355,288	
	短 大 卒	3	53.2	280,000	0	280,000	
	高 校 卒	4	49.9	411,371	2,098	409,273	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 課 長	30	47.0	386,064	7,515	378,549	同 上
	大 学 卒	16	49.5	405,337	6,045	399,292	
	短 大 卒	4	41.3	359,608	0	359,608	
	高 校 卒	10	45.5	367,158	13,712	353,446	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )		
							円
事 務 課 長 代 理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	
	8	44.5	388,190	2,745	385,445		
	大 学 卒	4	41.8	358,963	4,583		354,380
	短 大 卒	1	*	*	*		*
	高 校 卒	3	50.5	432,882	0		432,882
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
技 術 課 長 代 理	12	47.2	395,094	41,563	353,531	同 上	
	大 学 卒	5	45.7	379,037	50,822		328,215
	短 大 卒	1	50.5	405,585	95,945		309,640
	高 校 卒	6	48.0	412,930	11,260		401,670
	中 学 卒	-	-	-	-		-
事 務 係 長	38	44.3	318,522	19,650	298,872	係の長及び係長級専門職	
	大 学 卒	16	42.0	305,172	21,499		283,673
	短 大 卒	7	41.6	299,715	34,427		265,288
	高 校 卒	15	47.5	338,314	11,113		327,201
	中 学 卒	-	-	-	-		-
技 術 係 長	69	43.2	339,652	44,384	295,268	同 上	
	大 学 卒	32	42.9	335,276	39,708		295,568
	短 大 卒	7	37.6	321,733	48,239		273,494
	高 校 卒	30	44.9	348,968	48,292		300,676
	中 学 卒	-	-	-	-		-

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	( A - B )		
							円
事 務 主 任	事 務 主 任	29	38.3	271,305	24,577	246,728	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	16	38.2	275,054	17,682	257,372	
	短 大 卒	6	33.0	282,896	41,690	241,206	
	高 校 卒	7	42.9	251,214	28,589	222,625	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 主 任	技 術 主 任	41	41.9	299,367	41,638	257,729	同 上
	大 学 卒	14	43.0	317,240	45,029	272,211	
	短 大 卒	10	35.9	262,774	43,908	218,866	
	高 校 卒	17	44.3	305,465	37,939	267,526	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	事 務 係 員	228	37.4	231,530	15,166	216,364	
	大 学 卒	99	32.6	252,815	16,772	236,043	
	短 大 卒	35	41.9	223,540	14,209	209,331	
	高 校 卒	93	40.4	213,175	14,099	199,076	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術 係 員	技 術 係 員	129	35.0	275,066	34,023	241,043	
	大 学 卒	82	32.8	282,231	32,004	250,227	
	短 大 卒	14	40.0	286,776	52,554	234,222	
	高 校 卒	33	39.0	250,105	31,318	218,787	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習, 外国語の電話交換手を除く。
	自 家 用 乗 用 車 自 動 車 運 転 手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いるものを除く。
	守 衛	11	48.5	297,207	14,553	282,654	
	用 務 員	3	48.2	318,200	0	318,200	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	5	63.9	763,554	0	763,554	
	大 学 教 授	52	59.5	586,206	0	586,206	
	大 学 准 教 授	49	49.0	472,723	0	472,723	
	大 学 講 師	18	43.4	415,036	0	415,036	
	大 学 助 教	6	40.7	348,950	0	348,950	
高 等 学 校 職 種	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 指 導 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役 兼任者を除く。)
	研 究 部 ( 課 ) 長	11	49.5	555,557	0	555,557	2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長
	研 究 室 ( 係 ) 長	11	43.8	455,000	62,437	392,563	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	15	39.8	464,856	40,212	424,644	下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者, 上記研究 部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	59	34.3	318,974	26,275	292,699	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 上
	副 院 長	5	58.3	1,335,373	67,986	1,267,387	上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者
	医 科 長	27	53.6	1,290,098	190,171	1,099,927	部下に医師又は歯科医師1人以上 上
	医 師	33	39.3	909,709	147,849	761,860	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
			きま つて 支 給 す る 与 与 (A)	うち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
歯 科 医 師	4	38.2	612,628	13,164	599,464	
薬 局 長	5	50.9	522,316	86,998	435,318	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	31	32.6	340,083	65,767	274,316	
診 療 放 射 線 技 師	28	37.1	353,652	60,999	292,653	
臨 床 検 査 技 師	33	42.5	350,248	41,736	308,512	
栄 養 士	35	38.2	279,174	14,618	264,556	
理 学 療 法 士	45	30.2	281,825	26,588	255,237	
作 業 療 法 士	60	32.8	286,166	9,628	276,538	
総 看 護 師 長	8	56.0	500,262	25,856	474,406	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	70	49.6	411,644	40,702	370,942	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	176	36.3	336,224	62,473	273,751	
准 看 護 師	65	47.9	326,763	29,861	296,902	



その3 再雇用者

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)		
							円
事務・技術関係職種	支店長・工場長	3	63.0	433,498	29,875	403,623	その1の1企業規模計の 備考欄参照
	事務・技術部長	39	63.3	402,531	103	402,428	
	事務・技術部次長	5	62.6	318,386	0	318,386	
	事務・技術課長	26	62.6	337,284	8,545	328,739	
	事務・技術課長代理	28	63.9	292,918	16,259	276,659	
	事務・技術係長	15	64.2	284,288	3,903	280,385	
	事務・技術主任	4	63.3	279,208	57,750	221,458	
	事務・技術係員	258	62.5	264,604	26,003	238,601	

2 企業規模計(60歳男性のみ)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)		
							円
事務・技術関係職種	支店長・工場長	1	*	*	*	*	その1の1企業規模計の 備考欄参照
	事務・技術部長	4	60.5	367,738	0	367,738	
	事務・技術部次長	3	60.5	377,357	0	377,357	
	事務・技術課長	4	60.5	325,138	374	324,764	
	事務・技術課長代理	5	60.5	300,129	22,571	277,558	
	事務・技術係長	2	60.5	224,139	13,148	210,991	
	事務・技術主任	-	-	-	-	-	
	事務・技術係員	52	60.5	291,258	41,716	249,542	

第16表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴		項目 企業規模	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				岡山県	大学卒	規模計	
		500人以上	39.7	(52.2)	(45.6)	(2.2)	60.3
		100人以上 500人未満	46.6	(29.9)	(70.1)	(0.0)	53.4
		100人未満	25.7	(28.2)	(71.8)	(0.0)	74.3
	高校卒	規模計	28.1	(52.0)	(46.1)	(1.9)	71.9
		500人以上	29.5	(63.3)	(36.7)	(0.0)	70.5
		100人以上 500人未満	27.9	(49.1)	(47.0)	(4.0)	72.1
		100人未満	25.6	(33.3)	(66.7)	(0.0)	74.4
全国	大学卒	規模計	47.8	(29.8)	(69.7)	(0.5)	52.2
		500人以上	88.6	(41.5)	(58.5)	(0.0)	11.4
		100人以上 500人未満	52.0	(25.7)	(73.6)	(0.7)	48.0
		100人未満	23.6	(24.5)	(74.6)	(0.9)	76.4
	高校卒	規模計	26.2	(33.0)	(66.4)	(0.6)	73.8
		500人以上	49.6	(47.6)	(51.8)	(0.6)	50.4
		100人以上 500人未満	26.3	(28.0)	(71.4)	(0.6)	73.7
		100人未満	15.7	(25.9)	(73.7)	(0.4)	84.3

注：1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階		項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
岡山県	係員		36.0	8.0	0.0	56.0
	課長級		27.7	7.2	0.6	64.5
全国	係員		30.3	7.1	0.2	62.4
	課長級		25.2	8.1	0.3	66.4

注 ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 民間における定期昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	定期昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給制度なし
岡山県	係員	規模計	93.6	36.3	80.2	43.8	6.4
		500人以上	94.9	43.5	87.0	56.3	5.1
		100人以上 500人未満	94.2	38.2	73.4	42.5	5.8
		100人未満	88.9	13.9	86.1	19.6	11.1
	課長級	規模計	86.7	29.5	79.9	43.9	13.3
		500人以上	77.8	25.1	85.7	55.8	22.2
		100人以上 500人未満	92.3	37.1	75.2	41.8	7.7
		100人未満	88.9	13.9	83.7	28.2	11.1
全国	係員	規模計	88.8	37.5	71.2	40.0	11.2
		500人以上	94.2	39.4	80.0	56.4	5.8
		100人以上 500人未満	90.8	39.4	71.5	40.4	9.2
		100人未満	83.0	33.5	66.8	31.9	17.0
	課長級	規模計	83.4	31.9	67.6	36.6	16.6
		500人以上	81.5	26.3	69.6	46.6	18.5
		100人以上 500人未満	85.1	34.1	68.0	36.6	14.9
		100人未満	81.4	31.0	65.8	31.9	18.6

注： 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
			増額	減額	変化なし			
岡山県	係員	92.1	90.1	29.9	7.1	53.1	2.0	7.9
	課長級	84.1	82.1	26.7	8.1	47.3	2.0	15.9
全国	係員	86.2	84.0	27.0	5.3	51.7	2.2	13.8
	課長級	79.6	77.2	24.7	4.8	47.7	2.4	20.4

注： 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 定期昇給実施の各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と実施の計は一致しない場合がある。

## 第20表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による支給制限の状況 (単位：%)

家族手当制度がある	配偶者の収入による制限			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない		
84.1	(91.3)	[73.2]	[26.8]	(8.7)	15.9

注：1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
2 [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況 (単位：%)

配偶者に対する家族手当を見直す予定がある	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない
4.4	95.6

その3 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額	
	岡山県	全国
配偶者	14,270円	13,885円
配偶者と子1人	19,966円	19,893円
配偶者と子2人	24,957円	25,418円

注：家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。  
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

## 第21表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合	
	岡山県	全国
支給	54.3%	49.3%
非支給	45.7%	50.7%
借家・借間居住者に対する住宅 手当月額の最高支給額の中位階層	岡山県	全国
	29,000円以上30,000円未満	30,000円以上31,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第22表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：％)

割増賃金率	岡 山 県				全 国			
	適用従業員		(参考)適用事業所		適用従業員		(参考)適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	8.3	8.3	7.3	7.3	13.4	13.4	7.9	7.9
30%	43.9	52.3	26.3	33.6	34.3	47.7	15.7	23.6
29%	0.0	52.3	0.0	33.6	0.1	47.8	0.0	23.6
28%	0.0	52.3	0.0	33.6	1.3	49.0	0.6	24.2
27%	0.6	52.8	0.7	34.3	0.7	49.8	0.8	25.1
26%	0.2	53.0	0.6	34.8	0.4	50.2	0.4	25.5
25%	47.0	100.0	65.2	100.0	49.8	100.0	74.5	100.0

注： 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第23表 民間における公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務）の給与水準の状況

(単位：％)

	公的年金が支給される同じ職種・職位のフルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を支給していない
	同じ	高い	低い	
月例給与	82.1	14.3	7.4	—
年間賞与	71.2	6.3	6.5	14.9
年間給与	81.0	14.9	8.1	—

注： 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である。

第24表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		岡 山 県			全 国		
		事務・技術等従業員		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員		
平均所定内給与月額	下 半 期 (A <sub>1</sub> )	327,411 円		378,933 円	277,186 円		
	上 半 期 (A <sub>2</sub> )	326,695		381,398	278,433		
特別給の支給額	下 半 期 (B <sub>1</sub> )	687,227 円		793,737 円	503,892 円		
	上 半 期 (B <sub>2</sub> )	681,744		811,091	503,668		
特別給の支給割合	下 半 期 ( $\frac{B_1}{A_1}$ )	2.10 月分		2.09 月分	1.82 月分		
	上 半 期 ( $\frac{B_2}{A_2}$ )	2.09		2.13	1.81		
	年 間 計	4.19		4.21			

注：1 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは平成27年2月から7月までの期間をいう。  
 2 全国の年間における支給割合は、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。  
 備考 職員の場合、年間支給月数は、平均で4.10月である。

第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項 目 企業規模		係 員		課 長 級		部 長 級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
岡 山 県	規 模 計	55.9	44.1	50.6	49.4	50.9	49.1
	500人以上	59.4	40.6	47.4	52.6	48.1	51.9
	100人以上 500人未満	57.6	42.4	55.1	44.9	56.4	43.6
	100人未満	43.6	56.4	43.1	56.9	38.6	61.4
全 国	規 模 計	55.5	44.5	51.5	48.5	50.1	49.9
	500人以上	54.1	45.9	45.0	55.0	44.1	55.9
	100人以上 500人未満	58.0	42.0	54.4	45.6	52.6	47.4
	100人未満	52.1	47.9	49.8	50.2	48.9	51.1



### 3 生計費関係

#### 平成27年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（岡山市・勤労者世帯）における平成27年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）等により、平成27年4月の費目別標準生計費をもとに算定した。

##### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成26年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子供で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。



第26表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成27年4月)

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	28,530 円	34,940 円	47,010 円	59,060 円	71,130 円
住居関係費	43,390	58,530	50,600	42,660	34,720
被服・履物費	4,340	5,440	7,160	8,880	10,600
雑費 I	26,550	35,780	54,350	72,930	91,500
雑費 II	7,980	16,310	18,620	20,920	23,220
計	110,790	151,000	177,740	204,450	231,170

参考

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.443	0.596	0.749	0.901
住居関係費	1.094	0.946	0.797	0.649
被服・履物費	0.373	0.491	0.609	0.726
雑費 I	0.273	0.415	0.557	0.699
雑費 II	0.343	0.392	0.440	0.489

#### 4 労働経済関係

第27表 労働経

項目			年月		平成	平成	平成26年	5	6	
			25年(度)	26年(度)	4	月	月			
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全	きまって支給する給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	289,521	290,813	294,925	290,762	291,947		
		〔調査 産業計〕	うち所定内給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	264,646	265,426	268,255	265,663	266,948	
			うち所定外給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	24,875	25,387	26,670	25,099	24,999	
	総実労働時間数	(時間) ※年度平均	149.5	149.3	153.5	147.5	152.9			
	〔調査 産業計〕	うち所定外労働時間数	(時間) ※年度平均	12.6	12.8	13.4	12.5	12.4		
		岡山	きまって支給する給与	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	276,163	277,928	280,132	278,111	278,465	
	〔調査 産業計〕		うち所定内給与	(円) ※年平均	252,114	253,082	253,793	254,191	253,943	
			うち所定外給与	(円) ※年平均	24,049	24,846	26,339	23,920	24,522	
	総実労働時間数	(時間) ※年平均	157.7	157.0	161.2	154.2	161.9			
	〔調査 産業計〕	うち所定外労働時間数	(時間) ※年平均	14.0	14.3	15.0	13.7	14.2		
消費支出		全 国	全 世 帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	290,454	291,194	302,141	271,411	272,791	
	勤 労 者 世 帯		(円) 前年比・ 前年同月比(%)	319,170	318,755	329,976	293,050	295,738		
	〔総務省 家計調査〕	岡 山 市	全 世 帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	289,791	285,582	276,493	254,858	248,395	
			勤 労 者 世 帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	318,702	310,955	322,136	280,420	271,162	
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年度比・ 前年同月比(%)	0.9	2.9	3.4	3.7	3.6		
		岡 山 市	前年度比・ 前年同月比(%)	0.6	2.8	3.0	3.4	3.4		
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年度比・ 前年同月比(%)	1.9	2.8	4.2	4.4	4.5			
雇 用	常用雇用指数	〔調査 産業計〕	〔厚生労働省毎月 勤労統計調査〕	前年度比・ 前年同月比(%)	0.0	0.5	0.4	0.3	0.4	
	完全失業率(総務省労働力調査)				(%) ※年度平均	3.9	3.5	3.6	3.6	3.7
	有効求人倍率 (厚生労働省、岡山労働局)	全 国		(倍) ※年度平均	0.97	1.11	1.08	1.09	1.10	
		岡 山 県		(倍) ※年度平均	1.31	1.43	1.45	1.48	1.49	

注: 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模の30人以上の数値である。  
 2 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「所定外給与」及び「常用雇用指数」は平成22年基準である。なお、調査対象事業所の抽  
 3 「消費支出」は「全国」、「岡山市」いずれも農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象。「全国」の前年比、前年同月比は名目増  
 4 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」は平成22年基準である。  
 5 「完全失業率」及び「有効求人倍率」の月別の数値は季節調整値である。

济 指 標

7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成27年 1月	2月	3月	4月	5月
291,859 0.6	290,671 0.2	291,686 0.5	292,851 0.2	292,376 0.1	292,901 0.4	286,003 0.6	285,561 0.2	288,223 0.2	292,538 0.5	286,844 0.0
266,636 0.3	266,165 0.1	267,333 0.4	267,219 0.1	266,221 △ 0.1	266,455 0.4	260,841 0.5	260,499 0.2	262,869 0.4	266,514 0.6	262,582 0.3
25,223 3.4	24,506 0.9	24,353 1.9	25,632 1.3	26,155 1.4	26,446 1.1	25,162 1.4	25,062 0.4	25,354 △ 1.4	26,024 △ 1.1	24,262 △ 2.0
155.6	145.2	148.2	153.7	149.1	147.9	141.4	145.4	150.4	155.8	143.0
12.6	12.0	12.4	12.8	13.0	13.4	12.7	12.8	13.3	13.4	12.5
278,821 1.3	277,685 1.1	276,483 0.4	276,664 △ 0.4	277,292 0.0	278,446 △ 0.4	282,873 0.8	282,733 0.5	285,944 0.7	286,678 0.7	277,055 △ 2.1
255,085	254,480	251,943	252,026	252,047	253,084	256,163	256,425	257,317	259,617	252,488
23,736	23,205	24,540	24,638	25,245	25,362	26,710	26,308	28,627	27,061	24,567
163.4	150.1	158.5	161.7	156.4	155.1	148.7	153.6	161.5	161.9	149.2
13.8	12.4	14.3	14.0	14.7	14.9	13.8	14.3	14.8	13.9	12.6
280,293 △ 2.0	282,124 △ 0.9	275,226 △ 1.9	288,579 △ 0.7	280,271 0.3	332,363 △ 0.6	289,847 △ 2.4	265,632 △ 0.4	317,579 △ 8.1	300,480 △ 0.5	286,433 5.5
311,693 0.4	305,836 △ 2.2	303,614 △ 3.7	316,154 △ 0.1	306,230 1.7	357,772 △ 0.2	320,674 △ 1.6	291,387 △ 1.1	351,974 △ 8.5	334,301 1.3	317,317 8.3
275,071 △ 5.0	307,836 16.9	282,623 2.2	316,989 19.0	299,487 20.8	329,161 12.5	325,297 16.5	253,531 1.0	305,186 △ 0.3	276,224 △ 0.1	271,755 6.6
305,106 △ 2.3	323,978 20.4	308,488 6.9	358,310 27.2	293,416 11.5	323,584 1.1	368,063 17.4	272,531 △ 1.8	349,710 △ 1.2	312,629 △ 3.0	300,993 7.3
3.4	3.3	3.2	2.9	2.4	2.4	2.4	2.2	2.3	0.6	0.5
3.2	3.1	3.2	2.9	2.5	2.2	2.4	2.0	2.2	0.6	0.4
4.4	4.0	3.6	2.9	2.6	1.8	0.3	0.4	0.7	△ 2.1	△ 2.2
0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.7	0.9	0.6	1.0	0.9
3.7	3.5	3.6	3.5	3.5	3.4	3.6	3.5	3.4	3.3	3.3
1.10	1.10	1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.19
1.47	1.42	1.37	1.40	1.40	1.40	1.42	1.44	1.46	1.48	1.49

出替えが平成27年1月に実施された。  
減率である。

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成27年10月6日 発行

岡山県人事委員会事務局

〒700-8570

岡山市北区内山下2丁目5番7号(丸の内会館3階)

電話 086-226-7559

FAX 086-224-2163